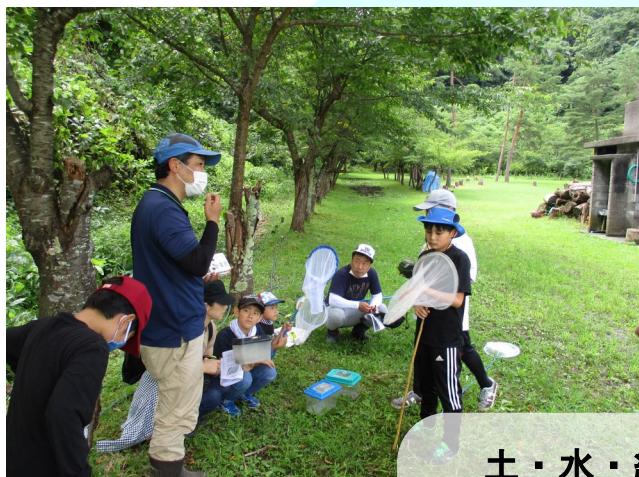


令和3年度版 『会津若松市の環境』

～第2期環境基本計画 令和2年度実績報告～

自然環境教室



出前講座「川の探検隊」



土・水・緑 そして人
共に創るスマートなまち
会津若松



環境大賞表彰

会津若松市

はじめに

本市では、環境に良い取組の「道しるべ」となる「会津若松市第2期環境基本計画」を平成26年3月に策定し、各種環境施策を推進しています。

本書は、令和2年度の本市の環境の現状と環境基本計画に基づく環境施策の実績についてまとめたものです。

本書を通じて、環境に対する関心を高め、理解を深めていただくとともに、自然と歴史に彩られた会津若松市の豊かな環境を将来に引き継いでいくため、市民・事業者の皆様と市役所が連携し、具体的な行動をするための「かけ橋」として活用していただければ幸いです。

会津若松市環境基本条例 前文

わたしたちのまちは、雄大な自然と史跡若松城跡に代表される豊富な歴史的文化遺産の中で、今まで着実な発展を続けてきた。

しかしながら、近年の都市化の進展や生活様式の変化等に伴い、本市においても新たな課題として都市型及び生活型公害の発生や廃棄物の増加及び不法投棄等の問題が顕在化しており、さらに、元来自然が持つ浄化能力を上回る生産活動や消費活動そのものが直接、間接に地球規模で環境に影響を与えていていることから、新たな対応が求められている。

健全で恵み豊かな環境の下に、健康で文化的な生活を営むことは市民の権利であり、わたしたちは、この良好な環境を保全及び創造し、将来の世代に継承していくべき責務を有している。

このような認識の下、市民、事業者及び行政のすべての者の協力と働きかけによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築し、人と自然が共生できる会津若松市の実現を目指し、この条例を制定する。

令和3年度版『会津若松市の環境』 目 次

第1章 会津若松市の概況

会津若松市の概況

1 地 勢	1
2 人口等	1
3 交 通	1
4 気 候	
(1) 年間平均気温・日照時間・降水量	2
(2) 年間降雪日数と最深積雪量	3

第2章 第2期環境基本計画の概要

第2期環境基本計画の概要

1 第2期環境基本計画とは	4
2 本市の望ましい環境像	4
3 「持続可能な開発目標（SDGs）」との関連について	5
4 環境基本計画の基本目標と個別目標	6
5 令和2年度 環境目標進捗状況一覧	7
6 市域全体の温室効果ガス排出量（推計値）状況一覧	8

第3章 環境基本計画に基づく事業～令和2年度 取組実績～

基本目標1 きれいな環境で、安心して健康に暮らせるまちをつくる	9
個別目標1-1 空気や水がきれいで安心して暮らせるまち	10
個別目標1-2 環境と生活スタイルが調和した快適なまち	12
個別目標1-3 放射能の不安のない安心なまち	14
特集「公害の現状と対策」	
1 環境に関する苦情	16
2 大気汚染	17
3 水質汚濁	21
4 化学物質等の監視・調査	24
5 騒音・振動	26
6 悪臭	31

基本目標2 緑豊かで、住んでいて心地よく、 人と自然が共生するまちをつくる	33
個別目標2-1 豊かな自然環境を守り、育てるまち	35

個別目標 2-2 美しい里山と農地を守り、活かすまち	39
個別目標 2-3 猪苗代湖の水環境を守り、次代に引き継いでいくまち ～猪苗代湖水環境保全推進計画～	41
特集 野生生物生息環境保全事業	43
特集 猪苗代湖環境保全推進事業	45
基本目標3 地球温暖化を防ぐため、環境と事業活動が調和したまちをつくる ～地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	52
個別目標 3-1 再生可能エネルギーの地産地消ができるまち ～新エネルギー・バイオマス活用推進計画～	55
個別目標 3-2 みんなでCO ₂ を減らすまち	57
個別目標 3-3 再生可能エネルギーとICTを活用したまち	59
個別目標 3-4 「もったいない」が息づくまち	61
特集 市域における温室効果ガス排出量等の現状 ～「会津若松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」～	63
特集 再生可能エネルギー推進事業	68
特集 地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）の推進	74
特集 地域版環境マネジメントシステム	76
特集 電気自動車推進事業	78
基本目標4 環境保全をともに学び協働するまちをつくる	80
個別目標 4-1 みんなで考え、みんなで学ぶまち	81
個別目標 4-2 協働の輪を広げ、環境にやさしいまち	84
特集 各種環境教室・環境講座・生涯学習出前講座の実施	86
特集 ポイ捨て・犬ふんマナー向上市民会議/犬ふん放置防止の周知活動	88

第4章 環境行政組織

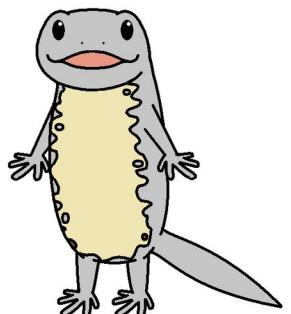
1 主な環境行政組織図	89
2 環境審議会	89
3 環境管理委員会	89

参考資料（目次は別途）	90
--------------------	----



第1章 会津若松市の概況

はじめに、会津若松市を取り巻く状況についてみてみるモリン。



会津若松市の概況

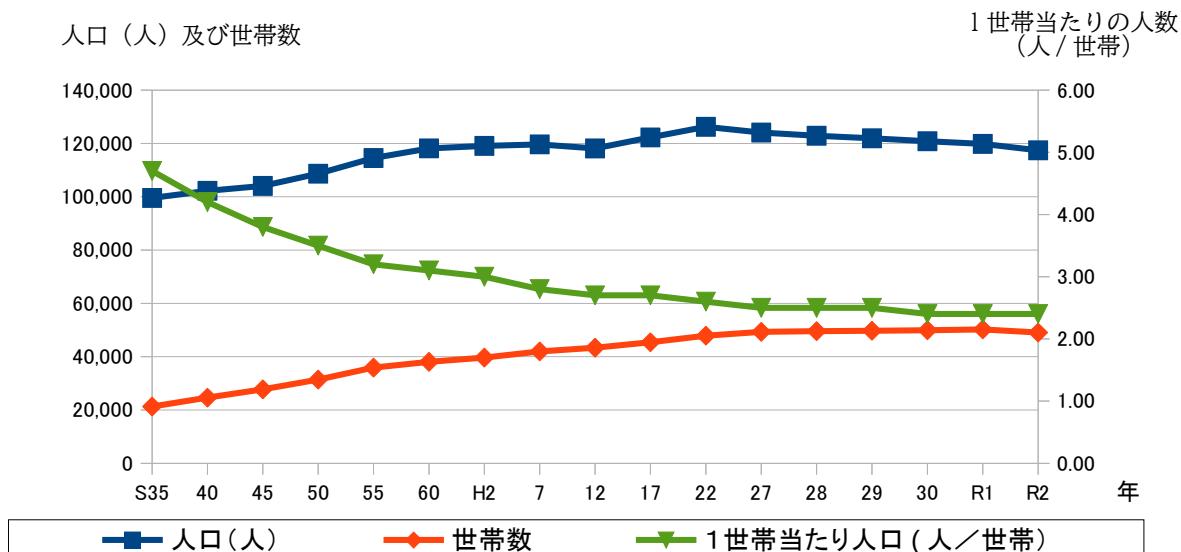
1. 地勢

本市は、福島県の西部、会津盆地の東南に位置し、東は猪苗代湖と接し、南は大戸岳、布引山など諸山岳を境とし、西は会津盆地を縦断する阿賀野川水系阿賀川（大川）を越え、市域面積は 382.99km²です。市街地は東から西へ緩やかな傾斜を示し、その中心を阿賀野川水系湯川が流れ、阿賀川へ注いでいます。

2. 人口等

本市の人口は、国勢調査等によると平成 16・17 年の旧北会津村・河東町との合併により 16,000 人あまり増え、令和 2 年 10 月 1 日現在の人口は 117,433 人、世帯数は 49,043 世帯、1 世帯あたりの人数は約 2.4 人です。

◆人口及び世帯数の推移



(資料：国勢調査及び會津データ蔵)

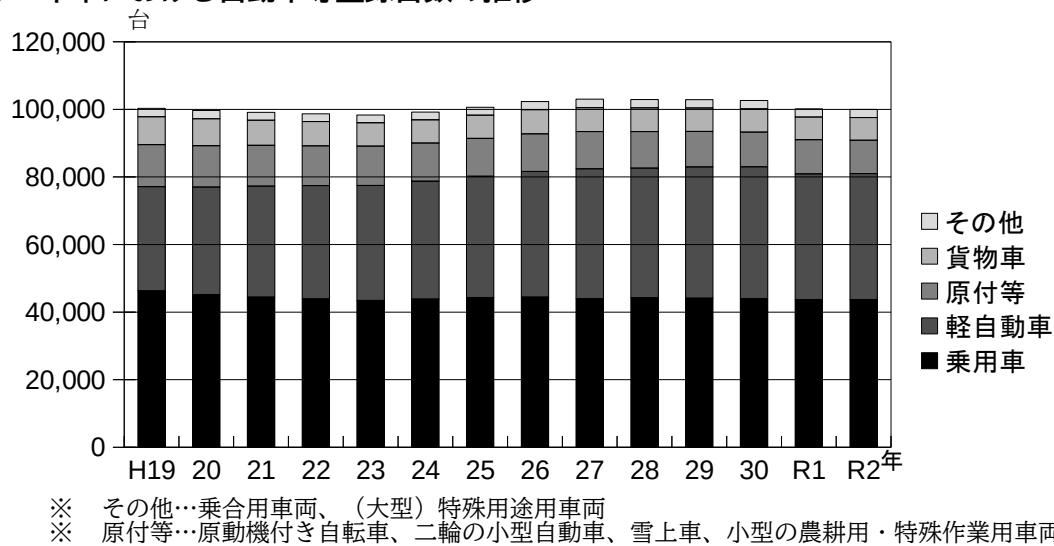
3. 交通

本市には、電車やバス等の公共交通機関もありますが、主に自家用自動車が市民の足となっています。乗用車と軽自動車の合計登録数はここ数年増加傾向にあり、令和 2 年度は 99,960 台でした。

市民およそ 1.2 人に 1 台の割合で、車両を保有していることになります。



◆ 本市における自動車等登録台数の推移



(資料：東北運輸局福島運輸支局及び市税務課)

4. 気候

本地域は、四方を山々に囲まれた盆地であるため、内陸盆地特有の気候を示し、冬季は日本海側の気候となって好天が少なく降雪量が多く、雪に閉ざされた寒い日が続きます。

しかし、夏季は反対に盆地特有の高温の日が続き、春、秋はこれに内陸性の気候条件も加わって、日中と夜間の気温差が大きくなります。

(1) 年間平均気温・日照時間・降水量

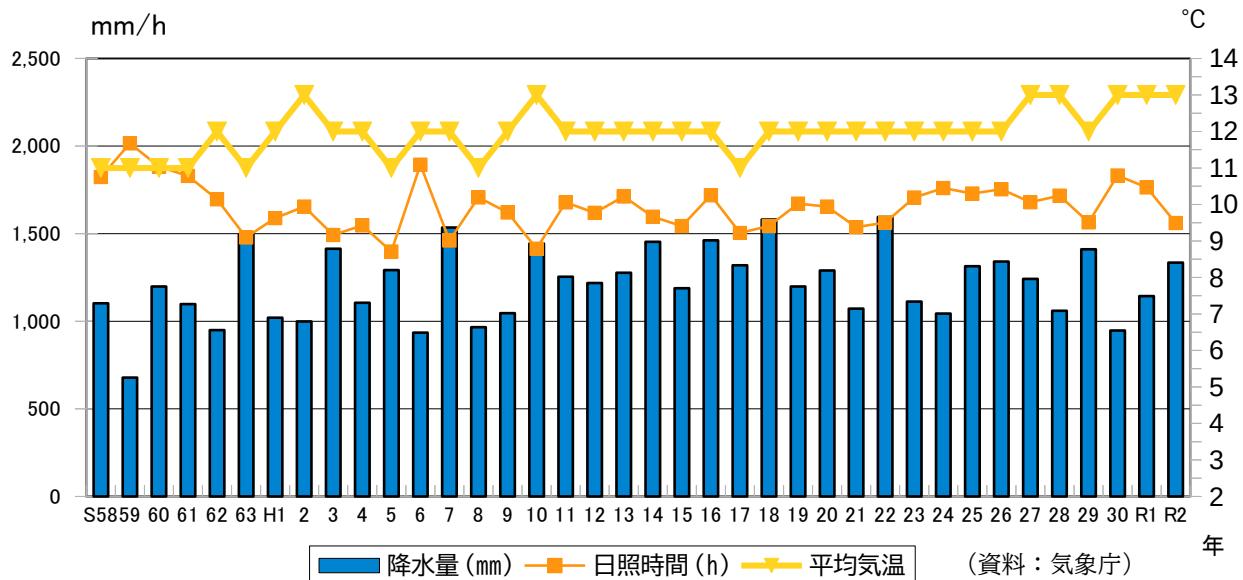
近年、最高・最低気温ともに高めに推移しており、最高気温は平成30年8月23日に38.5度を記録し、猛暑傾向が続いている。令和2年は、平均気温が13.0度、最高気温37.9度、最低気温-8.8度でした。

年間累積降水量は約1,200~1,300mmで、年により変動はありますが、比較的安定した降水量が続いている。年間を通した降水パターンは、6~9月の夏季に増加するのに加え、雪の多い冬季にも降水量が増加するのが特徴です。

令和2年の降水量は1,334.5mm、日照時間は1,561.2時間でした。



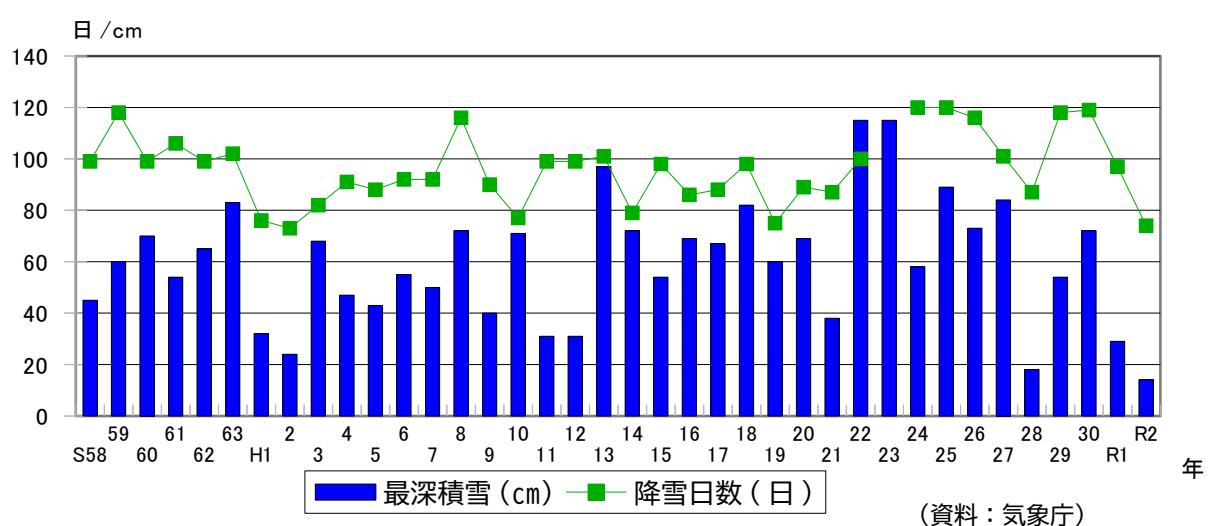
◆ 年間平均気温・日照時間・降水量



(2) 年間降雪日数と最深積雪量

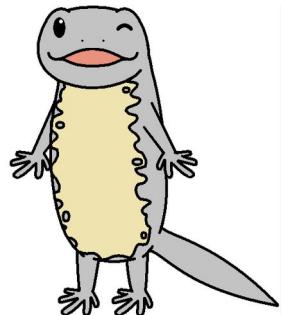
降雪日数は年間 100 日程度で、過去 40 年間の最深積雪は 115cm（昭和 56 年及び平成 23 年）です。1 日の降雪量は、昭和 55 年 12 月 14 日の 98cm が過去最大の値です。令和 2 年の降雪日数は 74 日、最深積雪は 14cm でした。

◆ 年間降雪量と最深積雪量



第2章 第2期環境基本計画の概要

計画の目標と進捗状況について、説明するモリン。



第2期環境基本計画の概要

1 第2期環境基本計画とは

「会津若松市第2期環境基本計画」（計画期間：平成26年度から令和5年度の10年間）は、環境基本条例第3条の基本理念に基づき、環境施策を総合的かつ計画的に推し進めるため、平成26年3月に策定したもので、本市のまちづくりの指針である第7次総合計画を環境面から実現する、環境行政の最上位の計画です。

（関連資料：90ページ 資料1）

2 本市の望ましい環境像

今日、これまでの大気汚染等の公害問題や都市化の進展、生活様式の変化による廃棄物の増大、騒音問題といった地域的な問題のほか、地球温暖化、資源・エネルギー問題等の地球規模の問題が深刻化しています。

とりわけ、東日本大震災以降は、除染等による環境回復や地域における再生可能エネルギーの供給システムの確立、環境と社会との共生・持続可能性の仕組みづくりが求められています。

また、平成27年9月、国連総会において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、国際社会が持続可能な社会の実現のために取り組むべき課題として「持続可能な開発目標（SDGs）」が示されました。この中で、環境問題は、経済的・社会的な課題と相互関連し、不可分であることが明記されています。

本市においても、地球環境の保全や地球温暖化防止、都市型公害を含む様々な公害等に対応しながら、本市の豊かな自然環境を健全で恵み豊かに将来の世代に引き継ぐことと、東日本大震災からの地域経済の活力再生や地方創生に向けた取組との調和を図っていく必要があります。

また、本市では、健康や防災、エネルギー、環境といった市民生活を取り巻く様々な分野での連携を深めながら、将来に向けて、持続力と回復力のある力強い地域社会、市民が安心して快適に暮らすことができるまち、「スマートシティ会津若松」を目指して様々な取組を進めています。

こうした状況を踏まえ、私たちは、一人ひとりの行動が地球環境に影響を及ぼしていることや、私たちが生活する上で、環境の保全は欠かすことのできないものであることを認識し、環境を守りながら、快適で豊かな生活を目指すこと（＝スマート）が重要となります。

本計画では、この『スマート』な考え方や行動規範を基本とし、自然や生活環境を良くしていく取組、ムダのない省エネルギーに配慮した生活、再生可能エネルギーの活用などを、市民や事業者、行政が連携・協働し取り組むことにより、自然環境と事業（経済）活動、日常生活とが調和した社会を目指します。

「望ましい環境像」
(第2期環境基本計画が目指すまちの姿)

「土・水・緑 そして 人 共に創るスマートなまち 会津若松」



環境を守りながら、快適で豊かな生活を目指すこと



3 「持続可能な開発目標（SDGs）」との関連について

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、2030年までに先進国も途上国もすべての国が関わって解決・達成すべき世界共通の目標として、平成27年9月、国連で採択されました。エネルギーや水資源、気候変動など環境に関する課題だけでなく、貧困や保健、教育や経済成長など、幅広い課題に関する17項目のゴール（目標）とそれらに付随する169のターゲット（達成基準）によって構成されており、環境問題はこれらの経済的・社会的な課題と不可分であることが明記されています。

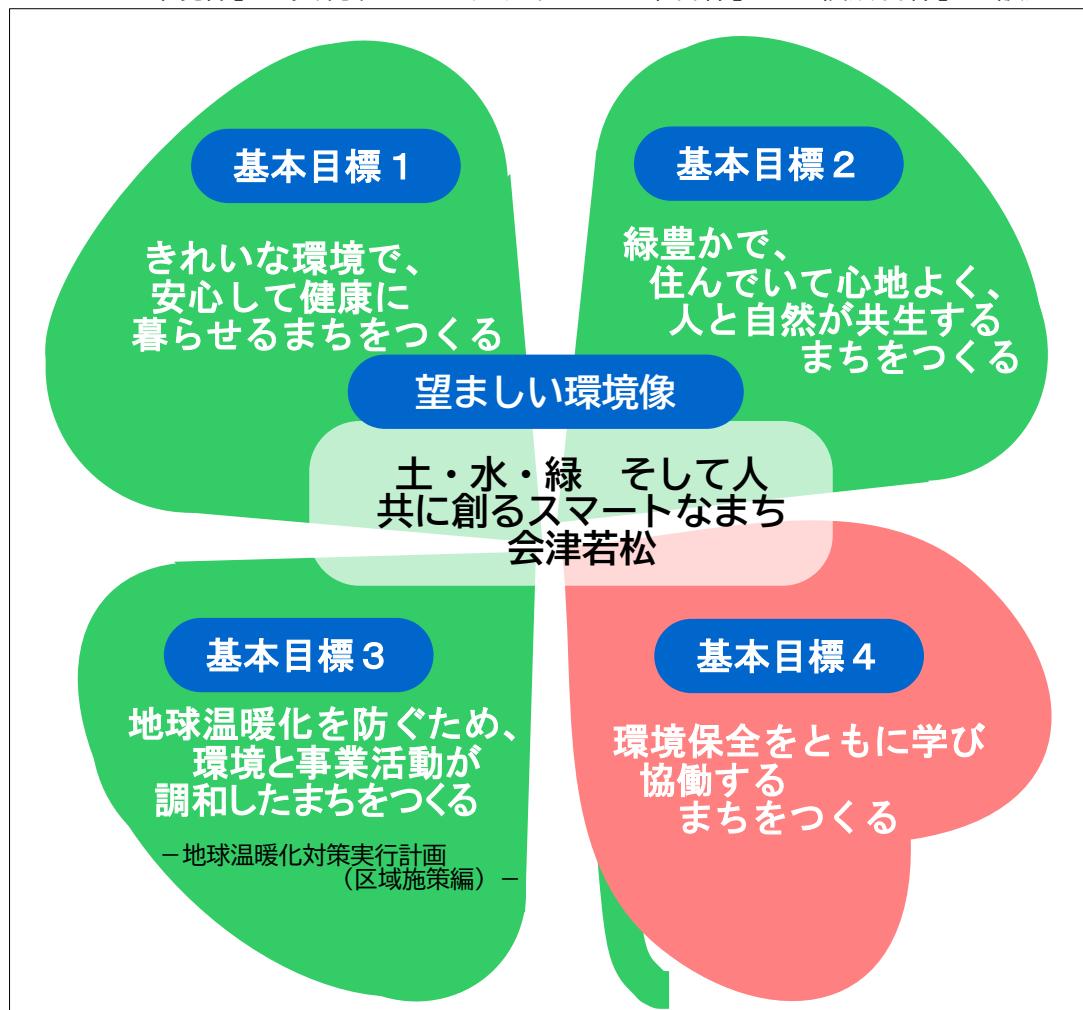
こうした考え方は、「良好な環境を保全及び創造し、将来の世代に継承していく」責務を明記している会津若松市環境基本条例や、「環境を守りながら、快適で豊かな生活を目指すこと」を「スマート」と定義し、「環境の負荷の少ない持続的発展が可能な社会、人と自然が共生し市民が安心して暮らせる社会づくり」を目指す「第2期環境基本計画」にも反映されております。

【「第2期環境基本計画」に関連する SDGs ロゴマーク】



4 環境基本計画の基本目標と個別目標

「望ましい環境像」を実現するため、以下の「基本目標」と「個別目標」を設定します。



基本目標の実現に向けた個別目標

- | | |
|---------------|--|
| 基本目標 1 | 1-1 空気や水がきれいで安心して暮らせるまち
1-2 環境と生活スタイルが調和した快適なまち
1-3 放射能の不安のない安心なまち |
| 基本目標 2 | 2-1 豊かな自然環境を守り、育てるまち
2-2 美しい里山と農地を守り、活かすまち
2-3 猪苗代湖の水環境を守り、次代に引き継いでいくまち
—猪苗代湖水環境保全計画— |
| 基本目標 3 | 3-1 再生可能エネルギーの地産地消ができるまち
—新エネルギービジョン、バイオマス活用推進計画—
3-2 みんなでCO ₂ を減らすまち
3-3 再生可能エネルギーとICTを活用したまち
3-4 「もったいない」が息づくまち |
| 基本目標 4 | 4-1 みんなで考え、みんなで学ぶまち
4-2 協働の輪を広げ、環境にやさしいまち |

5 令和2年度 環境目標進捗状況一覧

	個別目標	環境目標	目標値と実績値				R2実績値の評価	
			現状値(H24)	R1実績値	R2実績値	目標値(R5)	前年度との比較	目標達成状況
基本目標1	1-1	水路への油漏れ事故等の件数	9件	8件	13件	0件	↓	
		地下水の有機塩素化合物未検出率	56%	67%	56%	100%	↓	
	1-2	河川の水質の環境基準達成率	71%	100%	100%	100%	→	達成
		汚水処理人口普及率	79.7%	87.0%	87.4%	87.9%	↗	
		自動車騒音に係る環境基準の達成率	100%	100%	83%	100%	↓	
	1-3	毎時0.23μSv(追加的被ばく線量の推計が年間1mSv)を超える地区の数	7地区	0地区	0地区	0地区	→	達成
		放射線の影響を不安に感じる市民の割合	44.8%	(H30) 31.0%	(H30) 31.0%	0%	-	
基本目標2	2-1	森林施業面積	1,347ha	1,945ha	1,999ha	2,267ha	↗	
		自然環境や動植物の保護を行う市民の割合	21%	(H30) 10.5%	(H30) 10.5%	60%	-	
	2-2	環境保全型農業直接支援対策事業の対象面積※	(H27) 5,987a	3,929a	7,580a	(R8) 7,000a	↗	達成
		担い手に集積された農用地の面積割合	59.1%	78.3%	76.8%	(R8) 78%	↓	
	2-3	農業集落排水施設水洗化率	赤井:97.0% 共和:90.4%	赤井:98.9% 共和:93.1%	赤井:98.9% 共和:94.0%	赤井:100% 共和:94.8%	↗	
		高度処理型浄化槽の普及率	25.9%	31.5%	32.9%	45%	↗	
		猪苗代湖・流域清掃活動参加者数	514名	463名	0名	600名	↓	
	猪苗代湖及び流入河川の水質	中田浜	COD	0.7mg/l	1.2mg/l	1.1mg/l	0.7mg/l以下	↗
			全窒素	0.18mg/l	0.10mg/l	0.20mg/l	0.2mg/l以下	↓
			全リン	0.011mg/l	0.007mg/l	0.004mg/l	0.01mg/l以下	↗
		赤井川	BOD	1.4mg/l	1.2mg/l	1.1mg/l	1.2mg/l以下	↗
			全窒素	1.24mg/l	0.67mg/l	0.85mg/l	1.1mg/l以下	↓
			全リン	0.093mg/l	0.063mg/l	0.095mg/l	0.08mg/l以下	↓
		原川	BOD	0.8mg/l	0.9mg/l	0.5mg/l	0.8mg/l以下	↗
			全窒素	0.53mg/l	0.36mg/l	0.40mg/l	0.5mg/l以下	↓
			全リン	0.031mg/l	0.040mg/l	0.018mg/l	0.03mg/l以下	↗
基本目標3	3-1 再生可能エネルギーの供給目標値(熱量換算)	太陽光発電	(H22) 20.3TJ	(H28) 115.3TJ	(H29) 119.9TJ	344.3TJ	↗	
		太陽熱利用	(H22) 0.3TJ	(H28) 0.5TJ	(H29) 0.5TJ	0.5TJ	→	達成
		風力発電	(H22) 0.0TJ	(H28) 381.5TJ	(H29) 381.5TJ	750.1TJ	→	
		水力発電	(H22) 6,206.7TJ	(H28) 6,170.0TJ	(H29) 6,199.0 TJ	6,245.3TJ	↗	
		うち小水力発電 (1,000kW未満)	(H22) 61.2TJ	(H28) 61.2TJ	(H29) 52.7TJ	99.8TJ	→	
		地熱発電	(H22) 0.0TJ	(H28) 0.0TJ	(H29) 0.0TJ	0.0TJ	→	
		うち地熱バイナリー発電	(H22) 0.0TJ	(H28) 0.0TJ	(H29) 0.0TJ	0.0TJ	→	
		バイオマス発電	(H22) 0.0TJ	(H28) 390.4TJ	(H29) 390.4TJ	392.3TJ	→	
		バイオマス熱利用	(H22) 12.8TJ	(H28) 14.7TJ	(H29) 14.8TJ	417.1TJ	↗	
		バイオマス燃料製造	(H22) 2.1TJ	(H28) 2.0TJ	(H29) 2.0TJ	3.1TJ	→	
		温度差熱利用	(H22) 6.8TJ	(H28) 12.3TJ	(H29) 12.4TJ	7.2TJ	→	達成

	個別目標	環境目標	目標値と実績値				R2実績値の評価	
			現状値(H24)	R1実績値	R2実績値	目標値(R5)	前年度との比較	目標達成状況
基本目標3	3-1	再生可能エネルギーの供給目標値(熱量換算)	雪氷熱利用	(H22) 0.0TJ	(H28) 0.0TJ	(H29) 0.0TJ	0.0TJ	→
			計	(H22) 6,249.0TJ	(H28) 7,086.8TJ	(H29) 7,120.5TJ	8,160.0TJ	↗ 達成
			一次エネルギー需要	(H22) 15,976.5TJ	(H28) 13,995.7TJ	(H29) 12,770.8TJ	14,245.8TJ	↘
			一次エネルギー需要に占める再生可能エネルギー供給量の割合	(H22) 39.1%	(H28) 50.6%	(H29) 55.8%	57%	↗
	3-2	バイオマスの活用目標	生ごみ利用率	(H22) 27%	19%	21%	50%	↗
			廃棄物系バイオマス	下水汚泥利用率	(H22) 23%	64%	61%	60% ↘ 達成
			未利用系バイオマス	廃食用油利用率	(H22) 26%	56%	39%	60% ↘
			間伐材利用率	(H22) 0%	38%	85%	20%	↗ 達成
	3-3	省エネ診断等の受診施設数(平成21年度からの累計)	(H22) 4件	38件	45件	70件	↗	
		各家庭における節電・節水等の省エネ取り組み率	76%	(H30) 72.8%	(H30) 72.8%	100%	—	
		エコドライブ宣言者数	(H22) 164名	364名	414名	450名	↗	
		「福島議定書事業」参加団体数(市内)※	事業所:92 学校:21	事業所:94 学校:17	事業所:97 学校:10	事業所:230 学校:50	↘	
	3-4	「エコチャレンジ事業」参加世帯数(市内)※	(H29) 117世帯	159世帯	81世帯	500世帯	↘	
		電気自動車・プラグインハイブリッド車台数	(H22) 5台	359台	376台	8,000台	↗	
	3-5	充電器設置数(一般家庭除く)	(H22) 6基	33基	33基	40基	→	
		1日1人あたりのごみ排出量	1,222g	1,257g	1,241g	1,031g	↗	
		総リサイクル量	13,038t	11,752t	11,726t	13,000t以上	↗	
基本目標4	4-1	環境教室(子ども向け・市民向け)参加者数	117名	113名	47名	450名	↘	
		環境関連の出前講座の実施回数	37回	21回	11回	50回	↘	
	4-2	環境関連イベントの参加者数	5,191名	4,809名	0名	7,000名	↘	
		公園等緑化愛護会数	84団体	77団体	72団体	85団体	↘	

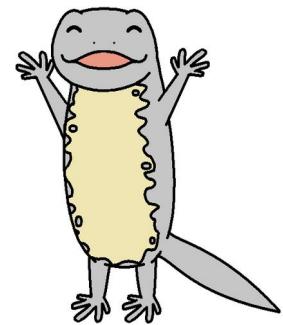
※第2期環境基本計画(改訂版)から新たに追加した環境目標

6 市域全体の温室効果ガス排出量(推計値) 状況一覧

	部門	目標値と実績値(単位:千トンCO2)				H28実績値の評価	
		基準年度(H22)	H28実績値	H29実績値	目標値(R5)	前年度比	基準年度比
基本目標3	産業部門	233.2	236.2	207.3	298.4	-12.2%	-11.1%
	民生家庭部門	219.2	225.3	222.9	233.3	-1.1%	1.7%
	民生業務部門	297.3	282.0	215.6	264.2	-23.5%	-27.5%
	運輸部門	176.1	179.5	164.3	166.3	-8.5%	-6.7%
	その他	92.8	156.1	156.8	40.0	0.4%	69.0%
	再生可能エネルギーの導入による削減量	—	-46.9	-47.1	-118.6	0.4%	—
	計	1,018.6	1,032.2	919.8	883.6	-10.9%	-9.7%

第3章 環境基本計画に基づく事業 ～令和2年度 取組実績～

令和2年度に実施した
環境に良い取組をまとめ
たモリン。



基本目標1 きれいな環境で、安心して健康に暮らせるまちをつくる

大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭などは工場や事業所ばかりでなく、日常生活からも発生しており、市民が健康で安心した生活をする上で支障となるものについては、未然に防ぐ必要があります。

そのため、事業者や市民の協力による環境負荷の低減、継続的な環境の監視や調査による環境悪化の未然防止などに取り組み、放射線量については、今後とも継続的な測定と正確な情報の共有により、市民の不安感の払拭に努め、市民が健康で快適に暮らせるまちをつくります。

個別目標1－1 空気や水がきれいで安心して暮らせるまち

個別目標1－2 環境と生活スタイルが調和した快適なまち

個別目標1－3 放射能の不安のない安心なまち

環境目標 令和2年度実績



個別目標	環境目標	目標値と実績値				R2実績値の評価・分析	
		現状値	実績値		目標値	前年度との比較	目標値達成状況
		H24	R元	R2	R5		
1－1	水路への油漏れ事故等の件数	9件	8件	13件	0件	↓	
	地下水の有機塩素化合物未検出率	56%	67%	56%	100%	↓	
1－2	河川の水質の環境基準達成率	71%	100%	100%	100%	→	達成
	汚水処理人口普及率	79.7%	87.0%	87.4%	87.9%	↑	
	自動車騒音に係る環境基準の達成率	100%	100%	83%	100%	↓	
1－3	毎時 $0.23\mu\text{Sv}$ (追加的被ばく線量の推計が年間 1mSv) を超える地区の数	7地区	0地区	0地区	0地区	→	達成
	放射線の影響を不安に感じる市民の割合	44.8%	(H30) 31.0%	(H30) 31.0%	0%	—	

評価

市民生活に影響を与え、生活環境を悪化させるような大きな公害や事故等は、市内では近年発生しておらず、また、放射線についても、平成25年度以降、追加的被ばく線量が年1ミリシーベルトを超える地区は確認されておりません。

こうしたことから、環境目標は順調に推移しており、一部は目標を達成しています。

引き続き、市民の皆様が安心して健康に暮らせるまちをつくるため、環境負荷の低減とともに、監視や調査等を継続していく必要があります。

環境施策 令和2年度取組実績

※〔担当所属〕は、R2年度の所属名で記載

個別目標1－1 空気や水がきれいで安心して暮らせるまち

◇有害物質の環境への排出を防ぎます

実施事項〔担当所属〕	事業概要	R2年度事業実績
環境保全協定締結 〔環境生活課〕	<ul style="list-style-type: none"> 環境法令で規制される施設等のうち、特に環境への影響が懸念される施設等と協定を締結することにより、環境の保全に努める。 協定に基づき、測定値等の報告を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全協定に基づき、各測定値の報告を受け、適正な管理がなされている事を確認した。 新規の環境保全協定の締結は無かった。
農業用使用済プラスチック 適正処理事業 〔農政課〕	・ビニールハウスやマルチ等の農業用の使用済みプラスチックの回収及びリサイクル処理を実施する。	・年2回、ビニールハウスやマルチ等の農業用使用済プラスチックの回収及びリサイクル処理を実施した(1,075件、106t)。
斎場火葬炉のダイオキシン 類の調査 〔市民課〕	・斎場火葬炉から発生する環境中のダイオキシン類の調査。	・ダイオキシン類の調査を実施した(11月26日実施済。基準内。4号炉)
焼却施設のダイオキシン類 対策 〔廃棄物対策課〕	・道路等で死亡した小動物等を収集し、専用の焼却炉で焼却処理を行う。	<p>【実績値】</p> <ul style="list-style-type: none"> 排ガス 1.8ng-TEQ/m³N 焼却灰 0.00000022 ng-TEQ/g-dry 基準値の超過はなかった
家庭での灯油流出の防止に 向けた啓発 〔環境生活課〕	・水質汚濁、土壤汚染の原因となる有害物質の流出のうち、家庭での灯油流出を防ぐため、市民に対し広報紙やホームページ、関連業者を通じて灯油流出事故防止についての啓発を行う。	・市ホームページ、市政だよりにて、家庭での灯油流出防止について広報した。

◇有害物質による健康被害を防ぎます

実施事項〔担当所属〕	事業概要	R2年度事業実績
飲用地下水調査 〔健康増進課〕	<ul style="list-style-type: none"> 飲用地下水で汚染の可能性がある地区を重点地域とし、3地区(5地点)において年1回水質検査〔有機塩素化合物、油脂類等〕を実施する。 調査項目 <ul style="list-style-type: none"> ■旧会津若松地区：テトラクロエチレン、トリクロエチレン、1,1,1-トリクロエチレン ■旧河東地区：PH、味、臭気、色度、濁度、塩化物イオン、一般細菌大腸菌、TOC、硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、硬度、蒸発残物、鉄、ノルマルヘキサン抽出物質 計14項目 	<ul style="list-style-type: none"> 飲用地下水で汚染の可能性がある地区を重点地域とし、3地区(5地点)において年1回水質検査を実施。 神指町高久地区 2地点 門田町徳久地区 1地点 河東町八田地区 2地点 1地点において、色度、鉄及びその化合物において、基準値超過。 ※「生活上支障関連項目」として基準値が決められており、飲用には支障がない
水道未普及地区水量水質等 調査 〔健康増進課〕	・水道未普及地区的水源確保のため、水源調査(水量水質検査)を実施する。	・地区要望により既存水源を活用した整備実施のため、計画の水源調査は未実施。
水道水質調査 〔上水道施設課〕	・水質検査計画に基づき水質検査を実施する。	・令和2年度年度水質検査計画に基づき水質検査を実施し、水質基準適合率100%を達成した。

実施事項〔担当所属〕	事業概要	R2年度事業実績
非飲用地下水調査の実施 〔環境生活課〕	・市内3カ所程度の融雪用などの非飲用井戸を選定し、有機塩素化合物による地下水の汚染状況を調査する。	・9カ所の測定地点のうち、4カ所において対象物質の検出が認められたが、いずれも環境基準を下回った。
下水浄化工場の地下水の放射性物質の濃度の測定 〔下水道施設課〕	・安心して健康に暮らすために、会津若松市下水浄化工場で使用している地下水の放射性物質の濃度を毎月測定する。	・福島第一原子力発電所事故より9年以上経過し、放射性物質濃度の変化もほぼみられず、安全性が確認されたことから令和2年度より調査を終了した。
アスベストの除去対策と市民への情報提供 〔環境生活課〕	・アスベストの適正な管理について周知し、市で所有する建物についてはアスベスト含有建材等調査を行い状況を把握する。	・府内施設におけるアスベスト等の適正管理の周知に努めるとともに、府内のアスベスト含有建材等調査を実施、新たなアスベスト含有建材や不適正な管理などの報告はなかった。 ・引き続きホームページにアスベストの情報を掲載した。
酸性雪調査 〔環境生活課〕	・東北都市環境問題対策協議会の共同調査により酸性雪調査を実施する。 ・調査結果を「会津若松市の環境」に掲載する。	・東北都市環境問題対策協議会の共同調査により酸性雪調査を実施した。 ・調査結果を「会津若松市の環境」に掲載した。 (結果は19ページ参照)

有害物質ってなあに？

有害物質は、主に工場や事業所等から排出されるもので、人や生態系に有害な影響を及ぼす化学物質を指します。排出する際には、大気汚染や水質汚濁、土壤汚染等が起こらないよう、それぞれに関連する法令で厳しい規制が設けられています。



個別目標 1－2 環境と生活スタイルが調和した快適なまち

◇生活排水対策を推進します

実施事項〔担当所属〕	事業概要	R2年度事業実績
公共用水域水質調査事業 〔環境生活課〕	・継続して主要河川及び猪苗代湖流域での水質調査を実施し、水環境の現状を確認するとともに、調査結果の公表を行う。	・計画通り年間10回の水質調査を実施した。結果については概ね基準を満たしていた。 ・令和元年度の調査結果について公表を行った。
公共下水道事業 農業集落排水事業 個別生活排水事業 浄化槽設置整備事業 〔下水道施設課〕	・公共下水道事業、個別生活排水事業等により汚水処理を図る。合併処理浄化槽整備を図る。	・公共下水道事業 15区 距離1,921.5m ・個別生活排水事業 31基 ・浄化槽設置整備事業 24基 (すべて新設分)
生活排水対策事業 (啓発、周知) 〔環境生活課〕	・市の公共用水域水質調査の結果の公表や、市内水路での野生生物などの生息状況などを市民に周知し、もって市民に水環境保全についての意識啓発を図る。	・市政だより及び市ホームページに、令和元年度の水質調査の結果とあわせ生活排水についての情報を掲載した。 ・環境フェスタは新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となった。
浄化槽設置整備事業 個別生活排水事業 (維持管理) 〔下水道施設課〕	・合併処理浄化槽設置者に対し、浄化槽講習会により適正管理を指導する。 ・個別生活排水処理区域内の既存の合併処理浄化槽を、条件により市に移管をする。	・コロナ禍の影響で浄化槽講習会が開催できなかった。 ・個別生活排水処理区域内の既存合併処理浄化槽の市への移管は1基であった。

◇騒音・振動対策を推進します

実施事項〔担当所属〕	事業概要	R2年度事業実績
騒音測定事業 〔環境生活課〕	・環境騒音、自動車騒音、高速自動車道騒音等の測定を実施する。	・市内の住居等に騒音計を設置し、環境騒音、自動車騒音、高速自動車騒音の常時監視を行った。 (結果は26~29ページ参照)
騒音規制法に基づく指導 〔環境生活課〕	・騒音規制法や福島県生活環境の保全等に関する条例による規制の周知、指導等を実施する。	・騒音に関する苦情申立があつた事業所等に対し、現地調査や指導を行った。 ・令和2年度騒音苦情 7件

◇悪臭対策を推進します

実施事項〔担当所属〕	事業概要	R2年度事業実績
悪臭調査事業 〔環境生活課〕	・悪臭苦情の寄せられた事業所等を対象に調査を実施し、悪臭状況を把握することで、悪臭公害の未然防止を図る。	・平成28年度および平成29年度の悪臭分析調査において、一部臭気指数が基準を超過した2事業所について、悪臭調査を実施。基準の超過はなかった。

実施事項【担当所属】	事業概要	R2年度事業実績
悪臭防止指導 〔環境生活課〕	・立ち入り調査による原因の究明及び悪臭の発生・拡散防止のための指導を継続的に行う。	・悪臭パトロールの結果、適正な管理がなされていることを確認した。
指導とパトロールの実施 〔廃棄物対策課〕	・市民の快適な生活環境を保全するため、清掃指導員による指導・パトロールを実施する。	【パトロール実績】 ・清掃指導員 54回

◇その他、良好な生活環境の維持を推進します

実施事項【担当所属】	事業概要	R2年度事業実績
会津若松市開発指導要綱に基づく公害防止及び排水対策の指導 〔開発管理課〕	・開発区域周辺における公害の未然防止に対する指導を行う。 ・開発区域から流入する汚水処理水や雨水等について、水路管理者からの同意や流水能力の検討に対する指導を行う。	・開発許可件数 29件 (新規20件、変更9件)
野焼き禁止の周知 〔環境生活課〕	・大気汚染や悪臭の原因となり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により禁止されている廃棄物の違法な焼却（野焼き）について、禁止であることの周知や実施者への指導を行う。	・市のホームページや市政だよりで野焼きの禁止についての記事を掲載した。 ・苦情が入った場合は、速やかに現場を確認し、違法なごみの焼却を行っている者や農業に関するもみ殻焼却に対しては、チラシ等を配りながら直接指導をした（5件程度）。

「環境基準」と「規制基準」ってなあに？

■ 環境基準とは？

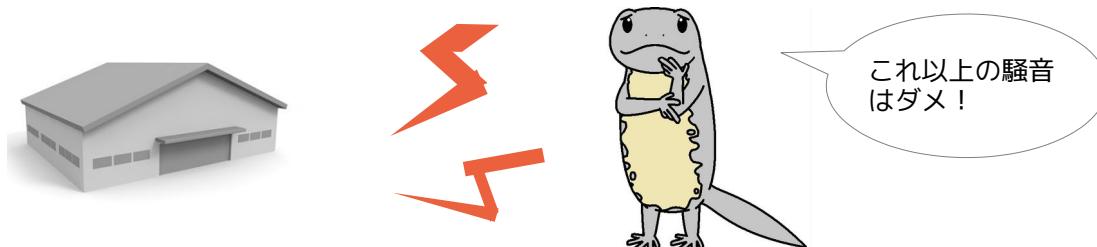
人の健康と生活環境を守るうえで「維持されることが望ましい」とされる、大気や水・土壤・騒音・地下水に関する基準を指します。最低限守ればいい、というものではなく、より積極的に基準を保つことが求められます。

【例】一般的な住宅街での騒音基準

→「午前6時～夜10時までの間は55 dB（デシベル）以下であること。」
(参考：エアコンの音の大きさのめやすは、通常40～60 dBです。)

■ 規制基準とは？

環境基準と似た言葉で「規制基準」という言葉があります。規制基準は、上記の環境基準を満たすため、工場や事業所などが守らなければならない具体的な基準で、大気汚染防止法や水質汚濁防止法、騒音規制法など、各種法律で定められています。基準を超えると法律違反になり、罰則が科せられることもあります。



個別目標1－3 放射能の不安のない安心なまち

◇放射線量や放射性物質等を調査、監視します

実施事項【担当所属】	事業概要	R2年度事業実績
環境放射線調査事業 〔環境生活課〕	・専門家（放射線アドバイザー）の助言の下、市内の環境放射線量調査を継続的に実施する。	・6～8月に、環境放射線量の集落ごとの詳細調査（市全域約235カ所）を実施した。 ・測定平均値は $0.061\mu\text{Sv}/\text{h}$ で、公衆被ばく線量限度の年間 1mSv となる $0.23\mu\text{Sv}/\text{h}$ を大きく下回っていた。
川ざらい土砂処理業務 〔廃棄物対策課〕	・市民の快適な生活環境を保全するため、地区の一斉清掃により排出された川ざらい土砂を一般廃棄物として適正に処理する。	【実績値】 ・川ざらい土砂排出量 330m^3 ・放射能濃度 $1,261\text{Bq}/\text{kg}$
都市公園環境放射線量測定事業 〔まちづくり整備課〕	・放射線量測定と結果を公表する。	・年2回、放射線量測定と公表を行った。 ・高い値は確認されなかった。
下水浄化工場周辺地域の環境放射線量の測定 〔下水道施設課〕	・会津若松市下水浄化工場から日々発生する下水汚泥には放射性物質がいまだに微量確認されることから、浄化工場周辺の環境放射線量を調査し、その結果を公表する。	・福島第一原子力発電所事故より9年以上経過し、環境放射線量の変化もほぼみられず、安全性が確認されたことから令和2年度より調査を終了した。
浄水発生土の放射性物質検査 〔上水道施設課〕	・浄水発生土中に含まれる放射性物質を検査する。	・浄水発生土中に含まれる放射性物質を検査し、放射性セシウム、放射性ヨウ素に関して、全ての検査結果において基準値超過無し、安全性を確認した。
飲料水の放射性物質検査 〔上水道施設課〕	・水道水中の放射性物質を検査する。	・水道水中の放射性物質を検査し、放射性セシウム、放射性ヨウ素に関して、全ての検査結果において基準値超過無し、安全性を確認した。
食品等放射能検査事業 〔健康増進課〕	・国・県から貸与又は譲渡された放射能簡易分析装置を健康増進課内に設置し市民の自家消費農作物の放射能検査を実施する。	・国・県から貸与された放射能簡易分析装置を健康増進課内に設置し市民の自家消費農作物の放射能検査を実施した。 ・令和2年度実績 80件 うち基準値超過 7件
水道事業における放射性物質モニタリング事業 〔健康増進課〕	・簡易水道事業の放射性物質のモニタリング調査を隔週で実施する。	・簡易水道事業の放射性物質のモニタリング調査を隔週で実施した。 ・基準値の超過はなかった。
米のモニタリング検査 〔農政課〕	・本市産米について、出荷・販売前にモニタリング検査を実施し、安全性を確認する。	・本市産米の放射性物質を検査し、基準値の超過はなく安全性を確認した。
農産物緊急時モニタリング 〔農政課〕	・本市産の農作物について、出荷開始前から出荷初期段階に、放射性物質のモニタリング検査を実施し、安全性を確認する。	・農作物105点（72品目）を検査したが、基準値を超えた放射性物質は検出されず、本市産農産物の安全性を確認できた。
飲用地下水の放射性物質モニタリング事業 〔健康増進課〕	・食品等放射能検査事業で飲用地下水等の検査を実施する。	・実施の申込がなかったため実績なし

実施事項〔担当所属〕	事業概要	R2年度事業実績
保育所等給食食材検査事業 〔こども保育課〕	・保育施設の給食で使用する食材の放射線量の測定を行い、測定結果を市のホームページ等により公表する。	・保育施設の給食で使用する食材の放射線量の測定を行い、測定結果を市のホームページ等により公表した。 ・実績 29施設×2検体×7月 = 406検体 28施設×2検体×5月 = 280検体 合計 686検体 ・基準値の超過はなかった。
学校給食食材検査事業 〔学校教育課〕	・学校給食で使用する食材の放射線量の測定を行い、測定結果を公表する。	・学校給食で使用する食材の放射線量の測定を行い、測定結果を公表した。 ・検査検体数 381検体 ・基準値の超過はなかった。
学校敷地内放射線量測定 〔学校教育課〕	園児や児童生徒が安全・安心な学校生活を送ることができるよう、放射線量の定期的な測定と必要に応じて低減化対策を行う。また、年に2回（5月と11月）、放射線量マップを作成し、現状把握と情報発信を行い、園児・児童生徒及び保護者等の安全・安心につなげる。	・月に1回の線量測定により、学校敷地内の安全の確認を継続して行った（基準超過なし）。また、5月と11月には各校園の放射線マップの作成により、学校敷地内全面の線量把握を行った。結果については、学校だより等で公開した。教育総務課・環境生活課と連携して、計画的に調査等を行った。
学校維持管理事業 （学校敷地内土壤改良） 〔教育総務課〕	・放射線量が高いところ（ホットスポット）の土砂の除去等を行う。	・ホットスポット箇所がなかったので実施しなかった。
下水汚泥の放射能濃度の測定 〔下水道施設課〕	・会津若松市下水浄化工場等で発生する下水汚泥の放射能濃度を毎月測定し、その結果を公表する。	・会津若松市下水浄化工場等で発生する下水汚泥の放射能濃度を毎月測定し、その結果を公表した。 ・基準値の超過はなかった。

◇市民へ正しい情報を発信します

実施事項〔担当所属〕	事業概要	R2年度事業実績
各種広報媒体を活用した放射線情報の発信 〔環境生活課〕	・調査した市内の環境放射線量を市政だよりやホームページ等で公表することにより、市民の不安の払拭を図る。	・毎月市内20箇所のモニタリングポスト等の測定値と、春から夏に実施する詳細調査の結果を市政だよりやホームページ等で公表した。 ・定期的に水道水や農産物のモニタリング結果や環境放射線量をFMあいづで公表した。 ・放射線管理アドバイザーによる放射線Q&A等の情報をホームページにより市民に提供した。



特集 「公害の現状と対策」

(担当課：環境生活課)

1 環境に関する苦情

(1) 苦情の概況

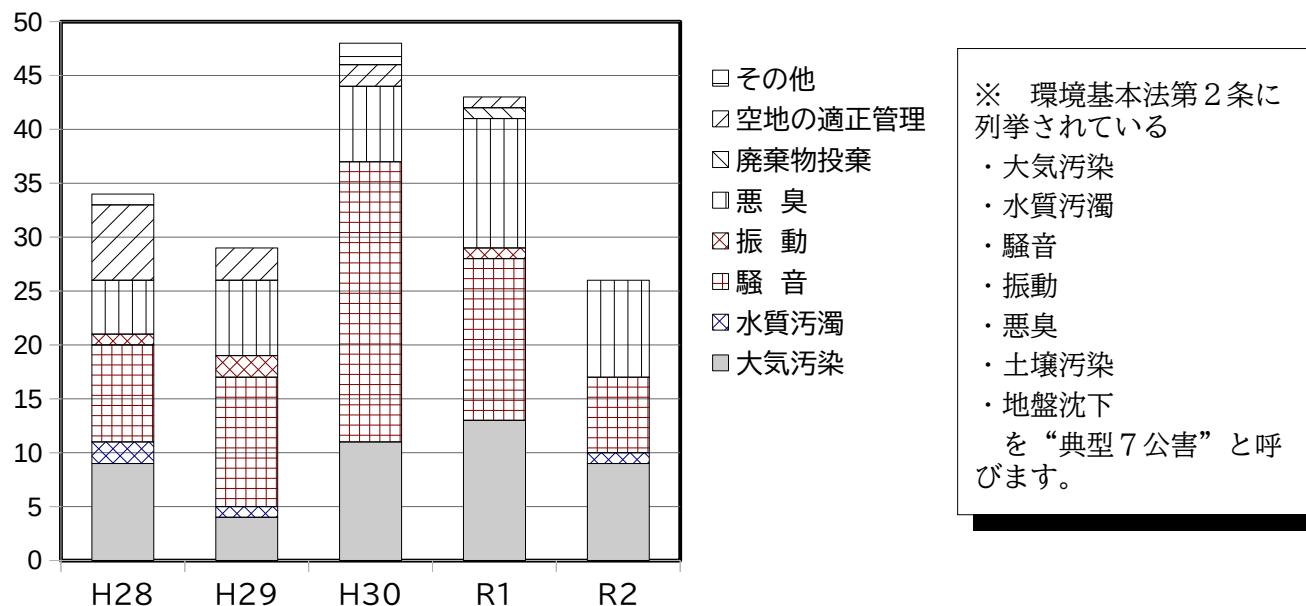
市民から寄せられる公害及び生活環境の悪化に関する苦情については、「公害紛争処理法」第49条及び「会津若松市生活環境の保全等に関する条例」第6条に基づき対応しています。

令和2年度の苦情件数は26件で、前年度の43件と比べ減少しています。

苦情の内訳では、「大気汚染」「悪臭」が最も多く、次いで「騒音」の順となっています。公害苦情の傾向としては、件数自体は平成19年の101件をピークに近年減少傾向にあり、広い地域に影響を及ぼすような大規模な公害は少なくなっていますが、近隣に影響がある小規模な苦情が増加しています。

◆過去5年間の種類別苦情件数の推移

件数



(2) 公害苦情への対応

市では、環境保全関係法令のうち、悪臭防止法、騒音規制法及び振動規制法について、国より権限が移譲されており、法に基づいた届出事務、指導、規制を行っています。公害に対する苦情が寄せられた場合には、速やかに現地調査を行い、公害防止に向けた指導等にあたります。

また、過去に苦情が多く寄せられた事業所については、測定調査や立ち入り調査なども行っています。

近年は、近隣間での生活騒音に関するトラブルなど、法規制の及ばない苦情も増加しており、状況に応じて発生源者へ対策の助言を行うほか、解決しない場合は県の公害紛争調停制度の活用も選択肢の一つとなっています。

また、野焼きなどの大気汚染については、チラシの配布等で未然防止にも努めています。

2 大気汚染

(1) 大気汚染とは

大気汚染とは、人間の経済・社会活動により発生する汚染物質や、火山の爆発・黄砂などの自然現象で発生する汚染物質によって大気が汚されることを指します。大気の汚染はわたしたちの健康や生活環境等に影響を及ぼします。

(2) 環境基準の設定

大気汚染を防ぐため、環境基本法第16条の規定に基づき、様々な汚染物質の排出に関しては、「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい」基準（＝環境基準）、というものが定められています。
(関連資料：97ページ 資料3)

(3) 監視測定局の設置

大気汚染防止法により、生活空間における大気汚染の状況を常時監視するため、全国に測定局（「一般環境大気測定局」と「自動車排出ガス測定局」）が設置されています。県内には、18の市町村に一般環境大気測定局（全34局）と自動車排出ガス測定局（全3局）が設けられており、二酸化硫黄や二酸化窒素などの常時監視を行っています。

市内には、県立葵高等学校（西栄町）に一般環境大気測定局が設置されています。

◆測定局で測定される主な物質と説明

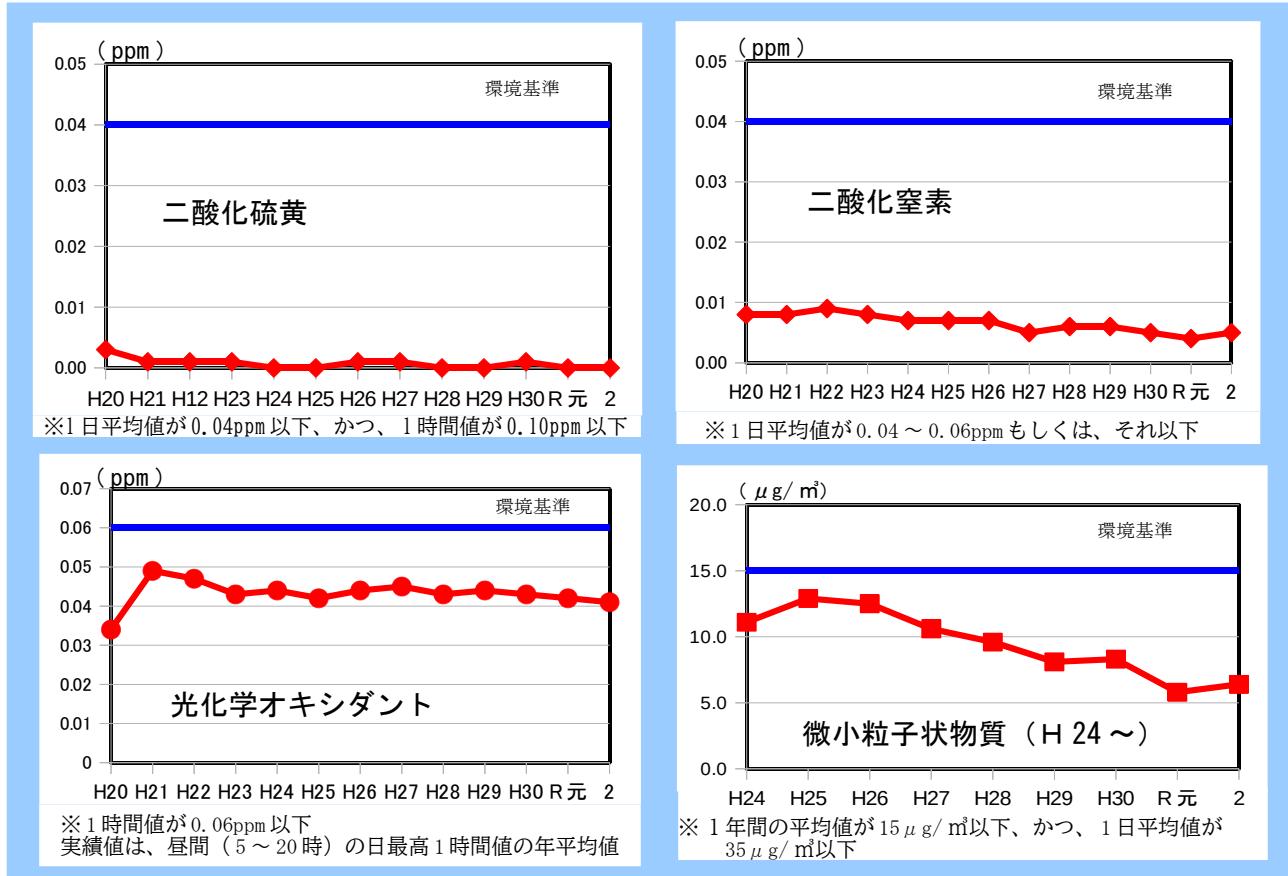
物質名	各物質の説明
二酸化硫黄	主に石油・石炭等の燃焼などにより発生しますが、天然で発生するとも少なくありません（火山ガスなど）。高濃度になると、呼吸器に影響をもたらしたり、植物を枯らしたりなどの被害が発生することがあります。酸性雨の原因物質としても知られています。
二酸化窒素	石油・ガス等の燃焼に伴って発生し、工場、自動車などが主な発生源となります。直接発生するのはほとんど一酸化窒素ですが、大気中で酸化されて二酸化窒素に変化します。二酸化窒素は人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学反応により光化学オキシダントを生成する原因物質の1つでもあります。
光化学オキシダント	工場や自動車などから排出される窒素酸化物・炭化水素等が、太陽光の紫外線によって光化学反応を起こし、その結果生成されるオゾンを主とする過酸化物の総称です。眼を刺激する有害物質で、光化学スモッグの原因となっています。
微小粒子状物質 (PM2.5)	大気中に浮遊する粒子物質で、粒径が2.5マイクロメートル以下の物質を指します。非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系・循環器系への影響が懸念されます。自動車の排気ガスやボイラー、焼却炉などばい煙を発生させるような施設、火山活動や越境飛来などによって発生します。

(4) 大気汚染物質の測定結果

これまで、平成21年5月に会津地域で初めて「光化学スモッグ注意報」が発令され、PM2.5については、平成26年2月に一時的に濃度が上昇し、県内全域に「注意喚起情報」が提供されました。

県の令和2年度調査結果によると、本市では、二酸化硫黄・二酸化窒素・微小粒子状物質については、いずれも環境基準を満たしており、平成20年度以降、数値は横ばい・減少となっています。光化学オキシダントについては、県内全ての測定局で1時間値が0.06ppm以下であるという環境基準は達成しませんでしたが、光化学オキシダント濃度の昼間（5時から20時まで）の日最高1時間値の全測定局の年平均値は、環境基準値以下でした。

【市内の大気汚染濃度(年平均値)の推移～福島県環境等測定調査結果より～】※は環境基準値



～ひとつくちメモ～

■ 微小粒子状物質（PM2.5）ってドンナモノ？

PM2.5は、大気中に漂っている粒子のうち、粒子の大きさが髪の毛の太さの30分の1程度の、とても小さな物質を指します。PM2.5自体は、必ずしも有害なものとは限りませんが、「とても小さな物質」のため、肺の奥深くまで入りやすく、このことによって呼吸器系疾患への影響のほか、肺がんの発生や循環器系への影響が懸念されています。

PM2.5は、季節風の影響で、冬季から春季にかけて濃度が上昇しやすい傾向にあります。環境省や県では、毎日、PM2.5の濃度を測定していますので、注意喚起が出された場合には、不要不急の外出は控え、長時間に渡る屋外での激しい運動を避けるように心がけましょう。（呼吸器系の疾患を持つ人や、小児、高齢者の皆さんには、特にご注意ください。）

タバコの煙
にもPM2.5
が含まれて
います

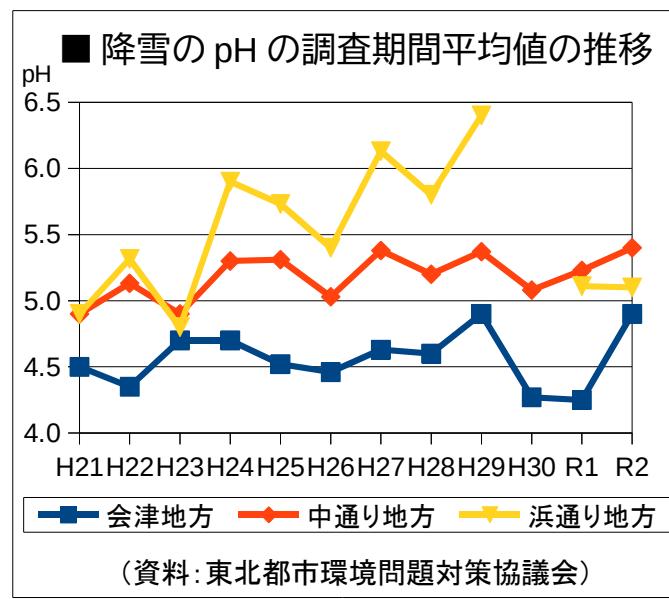
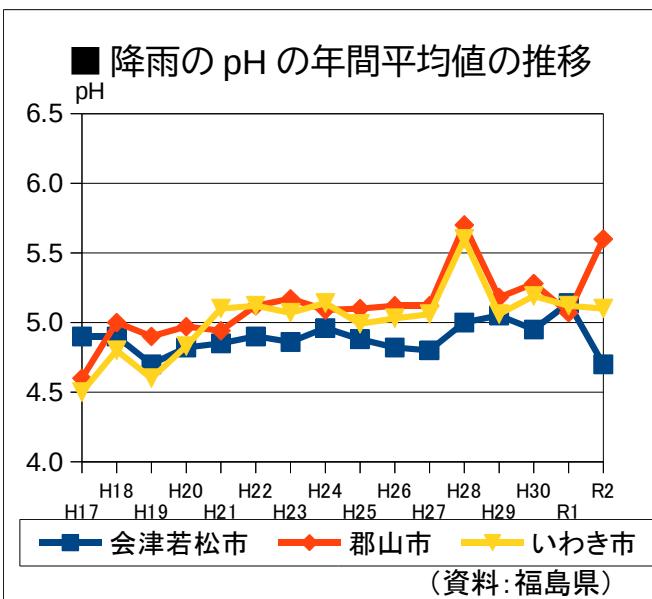


(5) 酸性雨及び酸性雪調査

化石燃料などの燃焼で発生する窒素化合物などが、大気中の水や酸素と反応することで硫酸や硝酸などの強酸を生じ、これらを取り込んだことで強い酸性となった雨や雪・霧のことを、酸性雨といいます。（※pHが5.6より低い場合に酸性雨となります。）

欧米では酸性雨により、森林や湖沼が衰退するなど地球規模の環境問題となっており、日本でも、欧米とほぼ同程度の酸性の降雨が確認されていることから、生態系への影響が心配されています。このため、福島県では酸性雨の実態を把握するため、継続的にモニタリング調査を実施しており、市においては、会津保健福祉事務所（追手町）が調査地点となっています。

市では、「東北都市環境問題対策協議会」の共同調査として、冬期間に酸性雪調査を実施しています。県内の調査結果と比較すると、会津地方は、pHが低い傾向が見られます。なお、平成30年度の浜通り地方における酸性雪調査は実施しておりません。



【酸性雨及び酸性雪調査の経年変化】

～ひとくちメモ～

■ pH（ピーエイチ）ってなあに？

pHは、「水素イオン濃度指数」のことです。水の酸性やアルカリ性の度合いを表す指標です。

0～14までの数値があり、7が中性で、7より小さくなるほど酸性が強く、7より大きくなるほどアルカリ性が強いことを表します。

ほとんどの生物は中性付近が生息に適しており、河川や湖沼の水もほとんどが中性付近です。

環境省が定める河川や湖沼の生活環境に係る環境基準もpH6.5から8.5で、この範囲を超えると魚類や農作物に影響が出るようになります。

人の肌は弱酸性で酸には比較的強く、アルカリ性物質には弱くできています。

pH0
酸性



pH7
中性

(中性付近) 生物の生息に適している範囲

- ・酢や柑橘類の果汁
- ・すっぱい

pH14
アルカリ性



(pH 6.5～8.5) 河川や湖沼の生活環境
に係る環境基準

- ・石けん水
- ・苦い

(6) 大気汚染を防止するために

福島県では、大気汚染の防止のため、法律や条例に基づいて、工場や事業場から排出されるばい煙の規制や発生源の監視、硫黄酸化物等の測定、その他、大気汚染防止法に基づく届出の受付事務や、工場・事業場に対する指導等を行っています。

また、市役所では、条例等に基づいて、野焼き等に対する苦情対応を行っています。

焼却炉等のばい煙を発生する施設を設置するときは県への届出が必要です

工場又は事業場に設置される焼却炉等の施設で、ダイオキシン類を発生する施設は、「特定施設」として「ダイオキシン類対策特別措置法(平成12年1月施行)」により、県への届出が必要です。

廃棄物の焼却炉については、火床面積が 0.5m^2 以上のものが届出の対象となります。



特定施設は届出を忘れないで！

野焼きは禁止されています

適正な焼却施設を使わずに、家庭からのゴミ等を燃やすことを“野焼き”といいます。野焼きをすると、不快なおいや煙が出て周囲の迷惑になるうえに、有害な物質が発生し健康を害する恐れがあるため、「廃棄物処理法（第16条の2）」や「会津若松市生活環境の保全等に関する条例」で禁止されています。

また、基準に適合していない小型焼却炉の使用も禁止されています。家庭ごみ等の一般廃棄物については自家焼却をせず、適切に分別して市の収集に出しましょう。



ドラム缶でごみを燃やすのも法律違反です。

なお、農業や林業を営む上でやむを得ないものとして、土壌改良を目的とした稻ワラやモミガラ等の焼却が例外的に認められていますが（下記参照）、煙や悪臭等で周囲に迷惑をかける焼却は認められませんので、安易に行わないよう注意してください。

野焼き禁止の例外とされているもの

周りに迷惑かけていませんか？

○歳の神

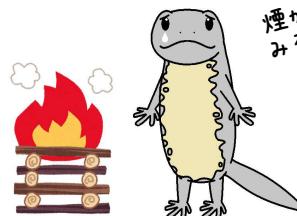
○たき火（落ち葉を燃やす程度のもの）

○土手等の焼却

○キャンプファイヤー

○松明（照明として）

○農家で行う土壌改良目的の焼却（もみがらなど）



※上記は法律上、禁止されていませんが、周囲に迷惑をかける焼却は認められません。

やむを得ず行う場合は、周囲の状況をよく見て、燃やす量（一度に沢山燃やさない）や風向きなどに注意し、近隣の住宅などに煙が行かないよう十分に配慮してください。

3 水質汚濁

(1) 貴重な水資源

会津は「山紫水明の地」と言われますが、会津若松の市街地は決して水が豊富というわけではありません。河川の上流部に位置し、山間からの湧き水のような小さな流れが集まり河川となっているのが現状で、主要河川である湯川や不動川なども水量は多いとはいえません。



そこで市では、水資源を有効利用するための工夫をしています。

阿賀川

猪苗代湖を水源とする戸ノ口堰の水が市街地を経由して郊外の水田に送られていたり、阿賀川から取水した門田堰の農業用排水が住宅地の側溝を流れるなど、農業用水として利用すると同時に維持用水や修景用水としての役目も果たしています。そのため農業用水は、事業場排水や生活排水の影響を受けやすく、稻作で水を使わなくなる秋から冬にかけて、側溝や河川の水量が著しく減少する特徴があります。

(2) 環境基準の設定

水質汚濁に係る環境基準は「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」の2つがあります。

■人の健康の保護に関する環境基準

⇒ 全ての公共用水域について一律に適用され、人の健康を保護するため、カドミウム、シアン等の有害物質27項目について定められた基準。

■生活環境の保全に関する環境基準

⇒ 生活環境を保全する上で維持することが望ましいとされる、BOD・COD(46ページ参照)などの有機的な汚れの基準。各水域の利用目的・状況に応じて水域類型が指定され、各項目ごとに基準値が定められています。

(関連資料：98～99ページ 資料4～7)

(3) 公共用水域水質調査

市では、毎月1回主要河川で水質調査を実施しています（調査地点により1、2月は除く）。令和2年度の調査結果では、主要河川の湯川・旧湯川については、環境基準を超えることはなく、いずれも水質はおおむね良好でした。ただし湯川の南側から流入する古川・黒川排水路については、下水道の普及が遅れている地区を流れるため生活排水が未処理のまま流入し、まだまだ水質が良好とは言えず、このことが湯川の水質を低下させる主な原因と考えられます。

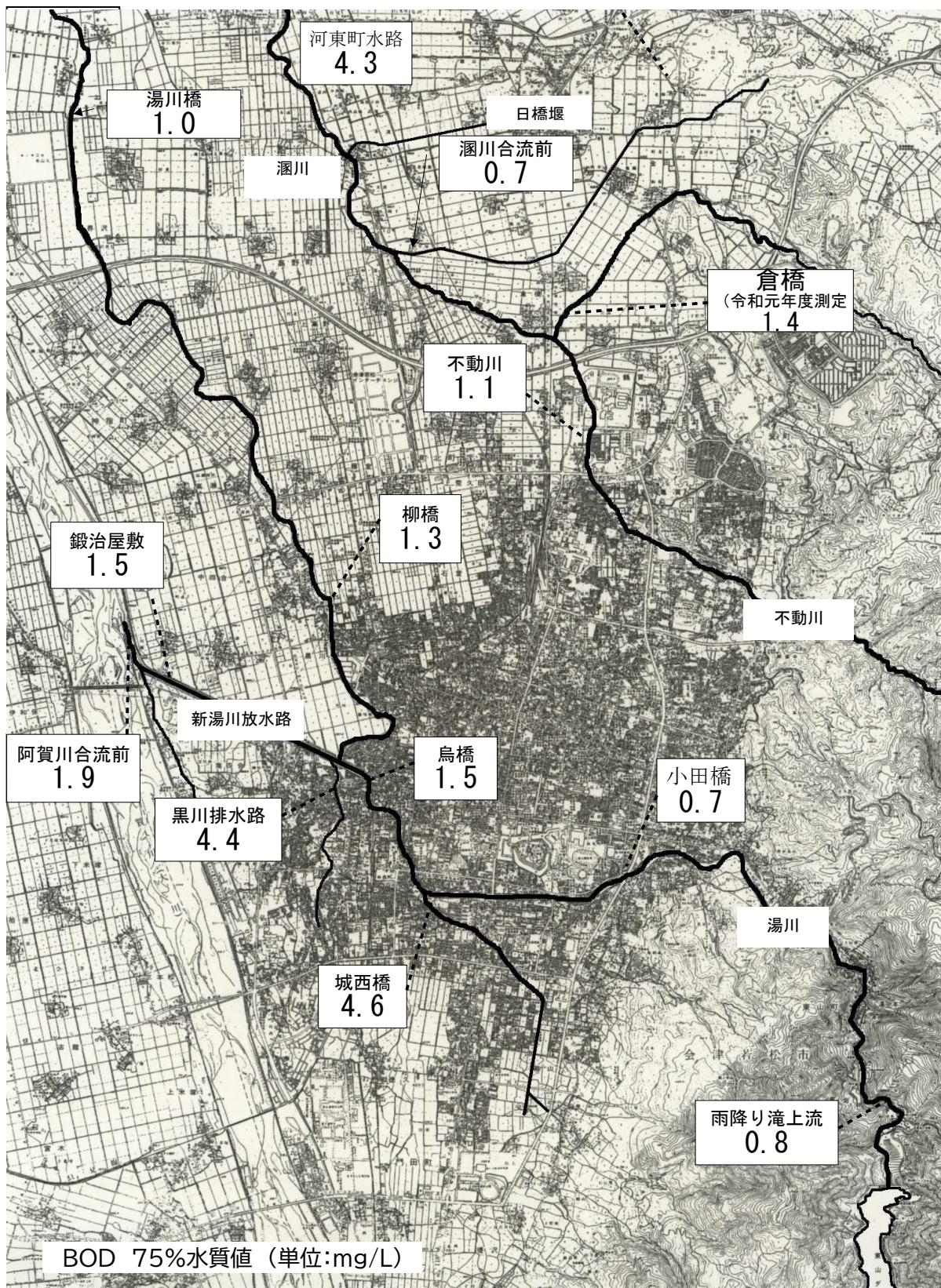
しかし、この地域も含め市内全域で、下水道や浄化槽の普及により、河川の水質は徐々に改善てきており、近年、湯川の中流域（古川合流地点から上流）でもホタルの数が増え、市街地の水路でも小魚やザリガニが見られるようになるなど、水辺の生き物の回復が見られています。

河川の水質汚濁の主な要因は一般家庭からの生活排水であることから、市では、今後も水質調査を継続し、生活排水対策の推進、水環境保全の啓発を行っていきます。



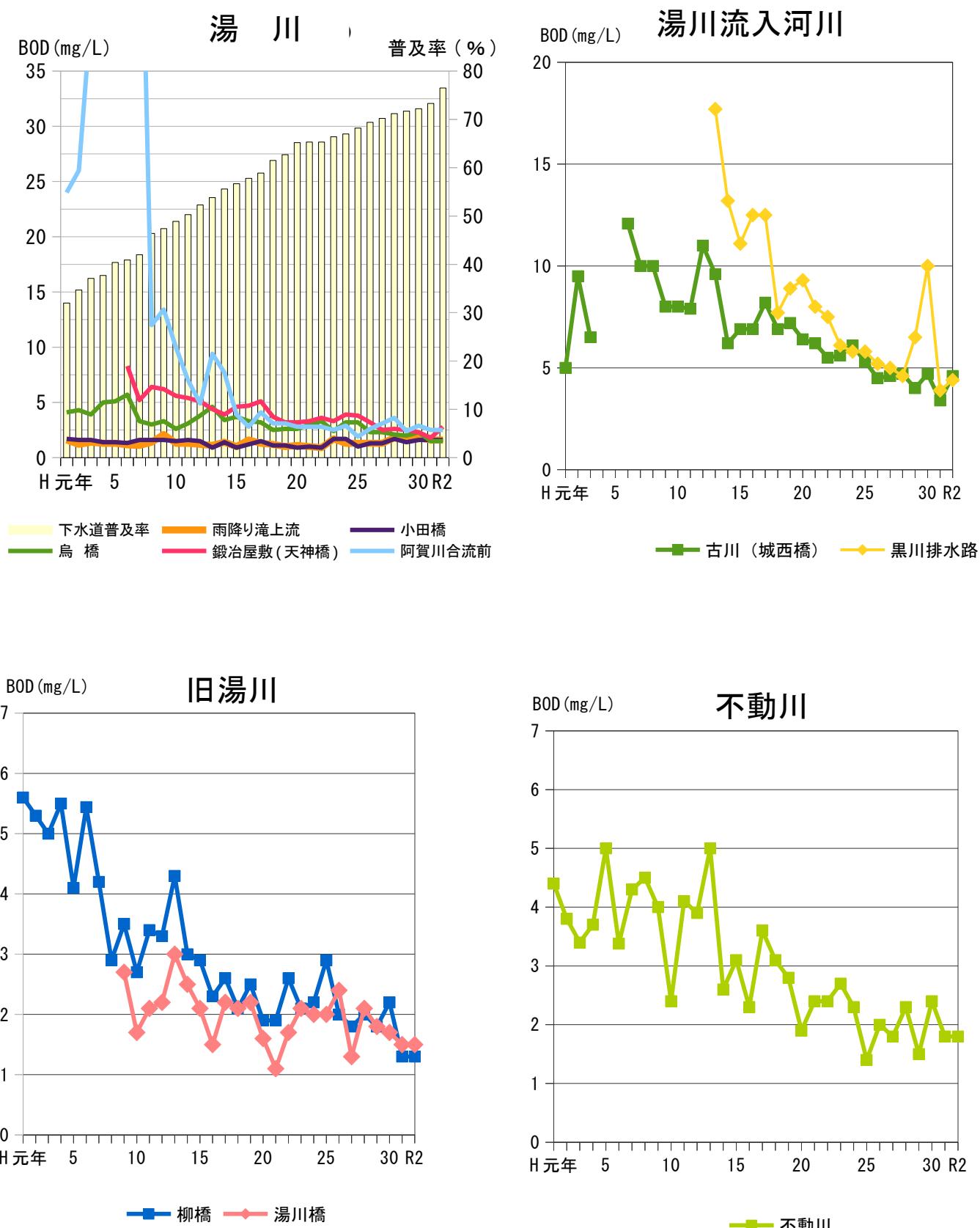
令和2年度の主な調査地点および調査結果（BOD）の概要は図のとおりです。

◆令和2年度 会津若松市公共用水域水質調査結果



(関連資料：100～102 ページ 資料8)

◆各河川のBOD値の経年変化 (BOD 75%水質値)



4 化学物質等の監視・調査

(1) ダイオキシン類

ダイオキシン類は、意図的に製造される物質ではなく、ものの焼却の過程で発生する物質です。大型の焼却炉はもちろん小型の焼却炉からも発生します。

私たちの一般的な食生活等から取り込まれるダイオキシン類の量は、近年の厚生労働省の調査結果（一日摂取量調査）によると、体重1 kg当たり0.54pg（pg=ピコグラム）と推定され、この水準は耐容1日摂取量（4 pg/kg/日）を下回っており、健康に影響を与えるものではないとされています。

県では、毎年、本市のダイオキシン類を含む、大気や水質等の調査を実施しており、その結果を「環境白書」やインターネット・ホームページ等で随時公表しています。また、焼却炉を持っている市の廃棄物対策課と会津若松地方広域市町村圏整備組合においても排気の調査を実施しており、令和2年度の調査結果は全て基準値を下回っていました（下表参照）。

◆ダイオキシン類濃度測定結果

【県調査結果（令和2年度）】（福島県ホームページより）

	調査地点	ダイオキシン類濃度	基準値
一般大気中	葵高校	0.010pg-TEQ/m ³	0.6pg-TEQ/m ³
公共用海域	阿賀野川（田島橋）	0.046pg-TEQ/L	1 pg-TEQ/L

【会津若松市役所廃棄物対策課調査結果（令和2年度）】

	調査地点	ダイオキシン類濃度	基準値
廃棄物焼却炉	1号炉	1.8 ng-TEQ/m ³ N	10 ng-TEQ/m ³ N

【会津若松地方広域市町村圏整備組合調査結果（令和2年度）】（整備組合ホームページより）

	調査地点	ダイオキシン類濃度	基準値
廃棄物焼却炉	1号炉	0.061 ng-TEQ/m ³ N	5 ng-TEQ/m ³ N
	2号炉	0.0047 ng-TEQ/m ³ N	
	3号炉	0.028 ng-TEQ/m ³ N	

※TEQ=Toxic Equivalent（毒性等量）

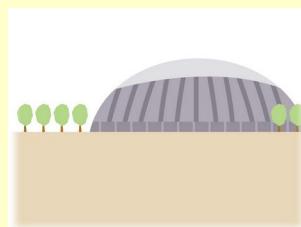
～ ひとつくちメモ ～

■ p g（ピコグラム）ってどのくらい？

ピコグラムは、東京ドーム（約124万m³）に水をいっぱいに入れ、小さめの角砂糖1個を溶かしたとき、その水1mlに含まれる砂糖が約1 p gになります。

〔様々な単位〕

- ・ p g（ピコグラム）= 1兆分の1グラム
- ・ n g（ナノグラム）= 10億分の1グラム
- ・ μ g（マイクログラム）= 100万分の1グラム
- ・ m g（ミリグラム）= 1,000分の1グラム



(2) 有機塩素化合物

昭和50年代以降、有機塩素化合物（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等）による地下水汚染が全国規模で問題化したことから、本市では、昭和61年度から延べ122地点の地下水の調査を実施してきました。

令和2年度は、市内の主に融雪に利用されている井戸9ヶ所を対象として令和3年2月に調査を実施しました。調査項目は、主に電子部品の洗浄やドライクリーニングの洗浄剤として使われている有機塩素化合物であるトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,2-ジクロロエチレンの4物質で、その結果は、下表のとおりです。調査した9ヶ所の内、4ヶ所で1,2-ジクロロエチレンが検出されました、環境基準以下でした。

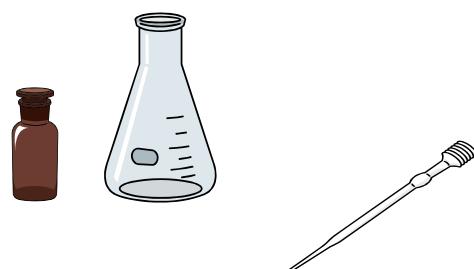
これらの物質は、現在では排出規制が徹底され、事業場等では地下浸透防止のための措置を講じたり、安全性の高い代替物質への転換が図られており、今後、検出される地点も減少するものと考えられています。

◆令和2年度 地下水水質調査結果 (単位:mg/L)

調査地点の所在地	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,2-ジクロロエチレン
扇町地内	検出せず	検出せず	検出せず	0.007
七日町地内 1	検出せず	検出せず	検出せず	0.014
七日町地内 2	検出せず	検出せず	検出せず	0.016
城北町地内	検出せず	検出せず	検出せず	0.027
地下水の水質環境基準	0.01 以下	0.01 以下	1 以下	0.04 以下

※ 調査を行った9地点のうち検出された地点のみを記載。

他にも、白虎町、城北町、門田町日吉、門田町黒岩、門田町堤沢で調査しましたが、全ての項目について検出されませんでした。



5 騒音・振動

(1) 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、環境基本法第16条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められています。この基準は騒音の発生源ごとに、一般環境騒音、自動車交通騒音などについてそれぞれ定められており、これに基づき市（平成23年度までは福島県）が地域を指定し、基準を設定しています。



(2) 騒音調査結果

① 環境騒音調査結果

市では、騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため、幹線道路等に面していない市内の代表的な6地点を対象に調査を実施しています。

令和2年度の調査においては、すべての地点において環境基準を達成していました。

◆令和2年度環境騒音調査結果

調査地点	用途地域	地域の類型	調査日	環境基準(dB)		測定値(dB)	
				昼間	夜間	昼間	夜間
堤町	第1種中高層住専	A	6/8~9	55以下	45以下	47.3	36.8
真宮新町南	第1種中高層住専	A	6/2~3			44.5	40.2
河東町広田	第1種中高層住専	A	6/8~9			49.3	38.8
古川町	第1種住居地域	B	6/8~9			40.2	32.9
日新町	商業地域	C	6/2~3	60以下	50以下	46.4	41.4
門田町飯寺	工業地域	C	6/2~3			40.5	39.1

(参考資料：106ページ 資料10)

◆過去4年間の調査結果

調査地点	測定結果(dB)							
	H 28		H 29		H 30		R 1	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
堤町	39.6	34.1	51.1	32.9	43.5	36.3	45.6	35.9
真宮新町南	49.9	38.6	51.1	39.0	44.5	36.7	45.0	37.8
河東町広田	45.6	37.2	48.9	39.9	50.0	40.5	51.2	37.8
古川町	45.6	40.4	42.5	33.4	44.5	39.2	39.3	32.6
日新町	46.2	35.9	47.7	36.2	45.9	36.4	52.8	39.9
門田町飯寺	46.9	42.1	45.2	39.6	39.9	33.9	42.2	39.4

② 自動車交通騒音調査結果

『騒音規制法第3条（※）』に基づく騒音について、指定地域（用途地域）内における自動車騒音の実態及び法第17条に基づく要請限度の達成状況を把握するため、比較的交通量の多い6地点を対象に騒音調査を実施しています。



令和2年度の調査においては、環境基準を僅かに超過している地点が2地点ありましたが、要請限度を超過している地点はありませんでした。なお、要請限度を超えている場合には、市町村長は道路管理者や公安委員会に対して、道路の改修や交通規制などの自動車交通騒音防止対策の要請や意見を述べることができます。

※『騒音規制法第3条』

市長は、市域の「住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域として指定しなければならない」とされています。

◆令和2年度自動車交通騒音調査結果

調査地点	道路名	車線数	用途地域	地域の類型	調査日	環境基準（要請限度）		測定値（dB）	
						昼間	夜間	昼間	夜間
一箕町亀賀郷之原	国道49号	4	準工業地域	C	7/2~3 6/23~24	70 以下 (75)	65 以下 (70)	70.3	64.4
一箕町亀賀村前	国道118号	4	工業地域	C				64.6	58.2
館馬町	国道401号	4	準住居地域	B				65.1	65.5
花春町	主要地方道 会津若松・裏磐梯	4	近隣商業地域	C				65.3	55.2
河東町南高野	主要地方道 会津坂下・河東	2	第1種中高層 住居専用地域	A				62.5	61.4
河東町広田	主要地方道 北山・会津若松	2	第1種住居地 域	B				67.0	58.9

◆過去4年間の調査結果

調査地点	測定値（dB）							
	H 28		H 29		H 30		R 1	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
一箕町亀賀郷之原	70.0	63.7	69.9	64.1	68.7	63.3	68.9	63.2
一箕町亀賀村前	64.8	58.7	64.0	57.9	64.6	59.1	66.0	60.1
館馬町	64.8	56.7	65.3	57.8	63.3	56.7	66.9	58.9
花春町	61.8	54.8	62.4	55.0	61.5	55.7	61.3	53.5
河東町南高野	66.4	64.1	65.5	63.7	65.6	64.8	63.2	61.4
河東町広田	68.9	60.9	68.7	60.6	67.1	59.2	68.5	59.5

③ 高速自動車道騒音調査結果

高速自動車道(磐越自動車道)沿線における騒音の実態を把握するとともに、県と高速自動車道沿線市町村で構成される「福島県高速交通公害対策連絡会議」を通じた東日本高速道路㈱(NEXCO東日本)への要望活動の基礎資料とするため、定点調査地点のインター西地内において調査を実施しています。令和2年度の調査においては、評価基準(※)を達成しています。

なお、磐越自動車道沿線地区からの苦情申立や調査結果が評価基準を超過した場合には、連絡会を通じて要望を行うこととなります。

高速道路自動車騒音調査の様子



◆高速自動車道騒音調査結果

調査地点	用途地域	路肩から の距離	評価基準 (d B)		測定結果 (d B)							
					H 28		H 29		H 30		R1	
			昼間	夜間	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜
インター西 地内 (定点)	準工業地域	25 m	65	60	54	49	54	54	52	49	54	50
		50 m			54	49	55	54	53	50	54	50
		100 m			54	50	54	52	52	50	53	50

※ 評価基準とは、福島県高速交通公害対策連絡会議が独自に用途区域に応じて環境基準値からあてはめた数値です。

～ひとつメモ～

■ 音の大きさの目安

騒音レベル (d B)	音のめやす	影 韓
120	飛行機のエンジン付近、建設作業音	長時間さらされると難聴になる
110	自動車のクラクション(前方 2 m)、電車の通過音	
100	カラオケの音、パチンコ店の音	ほとんどの人がいらいらする
90	犬の鳴き声 (前方 5 m)	
80	ボウリング場の音	
70	電話のベル、忙しい事務室	会話の妨げになる
60	自動車の通過音	
50	図書館の中	-
40	夜の静かな住宅地	-

④ 自動車交通騒音常時監視測定及び面的評価

騒音規制法第18条に基づいて毎年幹線交通を担う道路の自動車騒音の常時監視測定を実施しています。②の自動車交通騒音では地点毎に騒音測定をしているのに対し、こちらの調査では対象の幹線全体を評価区間として騒音測定を実施しています。

令和2年度の調査においては、評価対象戸数は全体で6,582戸であり、そのうち昼間（6時～22時）及び夜間（22時～翌6時）ともに環境基準値以下であった戸数は6,527戸（99.2%）、昼間のみ基準値以下であった戸数は16戸（0.2%）、夜間のみ基準値以下であった戸数は9戸（0.1%）、昼夜ともに基準値を超過した戸数は30戸（0.5%）でした。

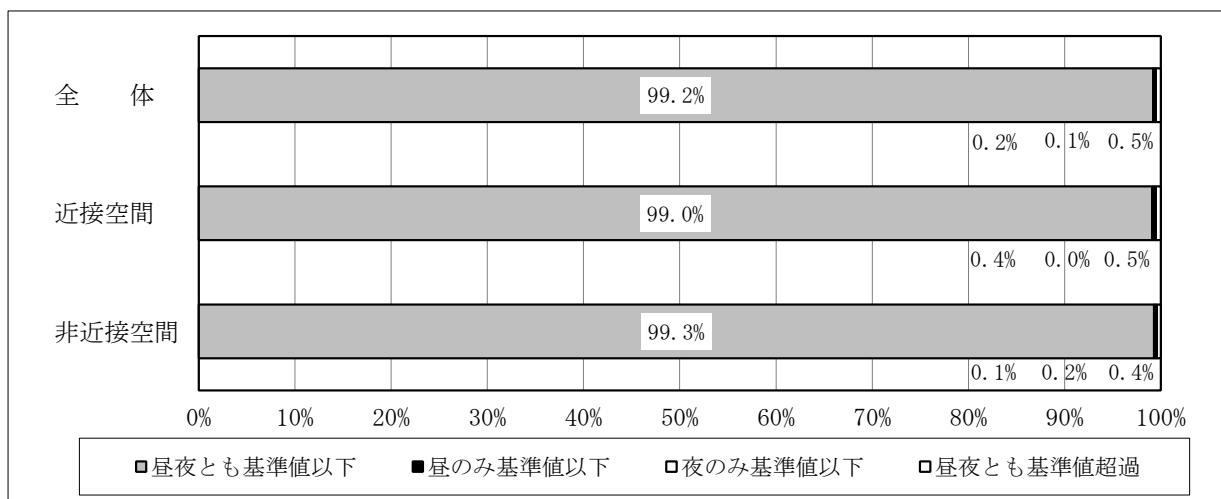
なお、令和2年度の調査では要請限度を超過している区間はありませんでした。要請限度を超えている場合には、市町村長は道路管理者や公安委員会に対して、道路の改修や交通規制などの自動車交通騒音防止対策の要請や意見を述べることができます。

面的評価結果（全体）

	戸数（戸）					割合（%）			
	計	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過
全 体	6,582	6,527	16	9	30	99.2	0.2	0.1	0.5
近接空間 ^注	2,406	2,382	10	1	13	99.0	0.4	0.0	0.5
非近接空間 ^注	4,176	4,145	6	8	17	99.3	0.1	0.2	0.4

注) 近接空間とは、「騒音に係る環境基準について（平成10年9月30日環告第64号）」における「幹線交通を担う道路に近接する空間」であり、以下の区分に応じ道路端からの距離により特定される範囲である。

- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15m
- ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20m



(3) 騒音・振動の防止対策

① 工場・事業場等の規制

○ 騒音防止対策

本市における騒音の規制は、騒音規制法及び福島県生活環境の保全等に関する条例（以下、県条例）に基づいて行っています。

騒音規制法では、都市計画法により定められた用途地域の区分により第1種から4種までの「規制地域」が、県条例では市内全域が「規制地域」として指定されており、それぞれの規制地域ごとに規制基準が設定されています。

また、法・条例で規制される特定及び指定施設については、市への届出義務があります。

（参考資料：105～106 ページ 資料 11・12、107 ページ 資料 15）

○ 振動防止対策

本市における振動の規制は、振動規制法に基づいて行っています。

振動規制法では、都市計画法により定められた用途地域の区分により、第1種、第2種の「規制地域」が指定され、規制基準が設定されています。

また、法で規制される特定施設については、市への届出義務があります。

（参考資料：106～107 ページ 資料 13～15）

② 建設作業の規制

建設工事等のうち、著しい騒音・振動を発生する建設作業については、騒音規制法・振動規制法及び県条例により、用途地域の区分により規制地域が指定され、作業内容及び規制地域の区分に応じて基準が定められています。

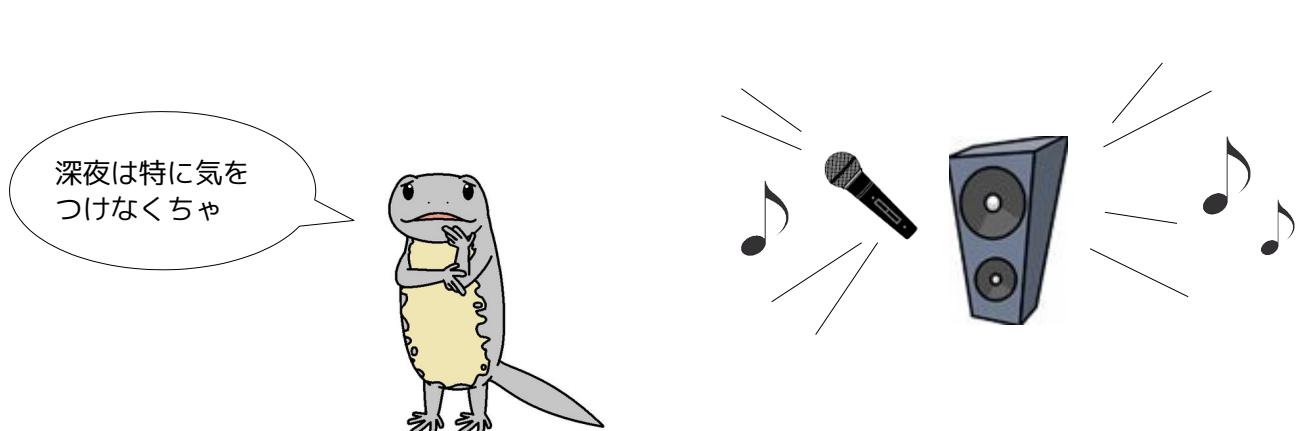
また、指定地域内で法に定める特定建設作業及び県条例に定める指定建設作業を実施する際には届出が義務付けられており、規制基準に適合しない場合等においては、騒音・振動防止対策や作業時間等の改善を勧告します。

（参考資料：108～109 ページ 資料 16～18）

③ 飲食店営業等の深夜騒音

深夜における飲食店営業等によるカラオケ等の騒音は、福島県生活環境の保全等に関する条例により規制されています。深夜騒音規制地域において飲食店営業等を営む場合、外部に音が漏れ周辺の生活環境が損なわれるときは、午後11時から翌日の午前6時までの間はカラオケ等の音響機器の使用ができません。

（参考資料：109 ページ 資料 19）



6 悪臭

(1) 悪臭防止に関する法・条例等による規制

本市の悪臭防止対策は、「悪臭防止法」、「福島県悪臭防止対策指針」、「会津若松市生活環境の保全等に関する条例」に基づいて行われています。市内の都市計画法に基づく用途地域が、法令による規制地域に指定されており、それ以外の地域も県指針に基づく指導が可能な地域となっています。



① 特定悪臭物質の規制

「悪臭防止法」の規制の対象となるのは、工場その他の事業場等から発生する気体や排水に含まれる悪臭物質であり、22種の特定悪臭物質が指定されています。

本市における悪臭防止法に基づく規制地域は、都市計画法に基づく用途区域などにより、A・B・Cの3区域が指定されています。

また、事業場の敷地境界線の地表における基準として、区域別に、特定悪臭物質の種類ごとに規制基準が定められています。 (関連資料：110ページ 資料20～21)

② 臭気指数による規制

「福島県悪臭防止対策指針」では、工場等の設置者が当該工場等における事業活動に伴って発生する悪臭の防止に関し、準拠すべき基準として臭気指数による基準を設けています。

(関連資料：110ページ 資料22)

(2) 悪臭調査結果及び対策

市内の悪臭状況を把握するため、悪臭苦情の寄せられた事業所を対象とした調査を昭和58年より実施しています。

平成29年度までは、「特定悪臭物質の濃度測定」及び「臭気指数による調査」を実施していましたが、20年以上特定悪臭物質は検出されていないことから、平成30年度からは、「臭気指数による調査」のみ実施することとしました。

過去に苦情があった2事業所について、令和2年度悪臭調査を実施したところ、両事業所とも「福島県悪臭防止対策指針」の準拠すべき臭気指数の基準を超過しませんでした。

今後とも、「会津若松市生活環境の保全等に関する条例」に基づき、隨時、悪臭調査を実施していきます。

また、事業所以外の悪臭苦情では、主に生活排水による側溝や水路の汚れによるものが多く寄せられています。浄化槽の管理不備など様々な原因が考えられるため、苦情が寄せられた箇所の現地確認を行い、悪臭防止に向けた指導などを行っています。



◆悪臭調査結果

○：基準値超過なし ×：基準値超過あり -：調査未実施

調査事業所		神指町 A事業所	湊町 B事業所	門田町 C事業所	神指町 D事業所
平成 28 年度	悪臭物質濃度	-	-	-	○
	臭気指数	-	×	-	×
平成 29 年度	悪臭物質濃度	-	-	-	○
	臭気指数	-	×	-	○
平成 30 年度	臭気指数	-	○	-	○
令和元年度	臭気指数	-	○	-	○
令和 2 年度	臭気指数	-	○	-	○

◆測定調査の様子



基本目標2 緑豊かで、住んでいて心地よく、 人と自然が共生するまちをつくる

本市は、山々に囲まれ、猪苗代湖や阿賀川とそれを支える河川が流れ、豊かな田園が広がるなど自然環境や水資源に恵まれた地域です。

また、猪苗代湖は水源としての利用はもちろん、湖水浴やキャンプなどレジャーにも活用され、人と自然が共生してきました。

これらの森林や水辺などには、貴重な野生動植物や様々な生物が生息・生育していることから、貴重な自然環境を守り、生態系の多様性を確保する必要があります。

そのため、多様な生態系を守る活動を推進するとともに、市民と協働のもと、緑化などの良好な環境の保全活動を推進し、人と自然が共生するまちをつくります。

個別目標2－1 豊かな自然環境を守り、育てるまち

個別目標2－2 美しい里山と農地を守り、活かすまち

個別目標2－3 猪苗代湖の水環境を守り、次代に引き継いでいくまち

－猪苗代湖水環境保全推進計画－

環境目標 令和2年度実績



個別目標	環境目標	目標値と実績値				R2実績値の評価・分析	
		H24	実績値		目標値 R5	前年度との比較	目標値達成状況
			R元	R2			
2-1	森林施業面積	1,347ha	1,945ha	1,999ha	2,267ha	↗	
	自然環境や動植物の保護を行う市民の割合	21%	(H30) 10.5%	(H30) 10.5%	60%	—	
2-2	環境保全型農業直接支援対策事業の対象面積	(H27) 5,987a	3,929a	7,580a	(R8) 7,000a	↗	達成
	担い手に集積された農用地の面積割合	59.1%	78.3%	76.8%	(R8) 78%	↘	
2-3	農業集落排水施設水洗化率	赤井： 97.0% 共和： 90.4%	赤井： 98.9% 共和： 93.1%	赤井： 98.9% 共和： 94.0%	赤井： 100% 共和： 94.8%	↗	
	高度処理型浄化槽の普及率	25.9%	31.5%	32.9%	45%	↗	
	猪苗代湖・流域清掃活動参加者数	514名	463名	0名	600名	↘	

個別目標	環境目標		目標値と実績値				R 2実績値の評価・分析	
			現状値	実績値		目標値	前年度との比較	目標値達成状況
			H24	R元	R 2	R 5		
2-3 猪苗代湖及び流入河川の水質	中田浜	COD	0.7mg/l	1.2mg/l	1.1mg/l	0.7mg/l以下	↑	
		全窒素	0.18mg/l	0.10mg/l	0.20mg/l	0.2mg/l以下	↓	達成
		全リン	0.011mg/l	0.007mg/l	0.004mg/l	0.01mg/l以下	↑	達成
	赤井川	BOD	1.4mg/l	1.2mg/l	1.1mg/l	1.2mg/l以下	↑	達成
		全窒素	1.24mg/l	0.67mg/l	0.85mg/l	1.1mg/l以下	↓	達成
		全リン	0.093mg/l	0.063mg/l	0.095mg/l	0.08mg/l以下	↓	
	原川	BOD	0.8mg/l	0.9mg/l	0.5mg/l	0.8mg/l以下	↑	達成
		全窒素	0.53mg/l	0.36mg/l	0.40mg/l	0.5mg/l以下	↓	達成
		全リン	0.031mg/l	0.040mg/l	0.018mg/l	0.03mg/l以下	↑	達成

評 価

自然環境関連の環境目標については、全体的に良化傾向にあります。とくに、猪苗代湖の流入河川の水質は近年良化傾向にあり、令和2年度もおおむね良好な環境が維持されていますが、他方、改善が見られていない指標もあります。

人と自然が共生するまちをつくるため、引き続き、市民や事業者の皆様、県及び関係自治体との連携・協働のもとに、森林や里山の保全、生物多様性の確保、猪苗代湖の水環境の保全に取り組んでいく必要があります。



環境施策 令和2年度取組実績

※【担当所属】は、R2年度の所属名で記載

個別目標2－1 豊かな自然環境を守り、育てるまち

◇生態系に配慮した土地利用を行います

実施事項【担当所属】	事業概要	R2年度事業実績
水路工事 〔農林課〕	・農村地域の環境改善を目的として集落内の生活排水路などを整備する。	・水生生物に配慮した水路の維持管理を行った。
会津若松市開発指導要綱に基づく緑化等の指導 〔開発管理課〕	・公園等の設置に対する指導（開発区域面積が3,000m ² 以上である場合、区域の3%以上）。	・開発許可件数 29件（新規20件、変更9件） ・うち緑地及び緑化施設設置件数 新規3件、変更4件

◇森林の保全と活用を図ります

実施事項【担当所属】	事業概要	R2年度事業実績
森林整備地域活動交付金事業 〔農林課〕	・森林整備地域活動支援事業により、森林経営計画の策定に向けて、林業事業体が行う森林所有者の合意形成等を支援する。	・交付金の交付はなかったが、森林情報提供や地元説明会などの支援を行った。
治山事業 〔農林課〕	・自然災害等による森林の復旧を図る。 ・保安林整備事業等により保安林の整備と、荒廃森林の復旧を図る。	・大戸町大字芦牧崎地区の復旧に向け、県において調査及び概略設計を実施した。
林業専用道整備事業 〔農林課〕	・林業専用道舟子峠線を開設し、森林施業に供することで森林整備を図る。	・施工延長 261 m (内訳) 1工区 121 m (R元線越) 2工区 140 m (R2)
森林病害虫等防除事業 〔農林課〕	・湊町ほか保全すべき森林における松くい虫等の被害を鎮静化させるため、伐倒や薬剤注入等により駆除を行う。	・伐倒駆除 187本 ・面積 144.87m ² ・薬剤樹幹注入 44本
会津若松市建築業森林ボランティア、森林環境ボランティア 〔農林課〕	・会津若松市建築業森林ボランティア、森林環境ボランティアを活用し、森林づくりを推進する。	・新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。

◇豊かな緑と水辺地を保全、創出します

実施事項【担当所属】	事業概要	R2年度事業実績
赤井谷地保存整備事業 〔文化課〕	・国指定天然記念物赤井谷地沼野植物群落の保護及び湿原回復のため、水環境調査・植生調査を行う。 ・保存管理指導会議を開催し、湿原回復の方策や今後の活用方針を検討する。 ・湿原保護への理解を深めるため、市民向けの散策会を実施する。	・水環境調査（6月～11月）、植生調査（10月）を実施した。例年からの変化はなかった。 ・指導会議（10月）を開催し、今後の対応等について検討した。 ・小学生と保護者を対象とした観察会（8月、11名参加）を実施した。
文化財整備事業 〔文化課〕	・国指定天然記念物高瀬の大木を後世に残すために病害虫の防除や施肥等の保存整備を行う。	・保存整備（3月、防除、施肥、枯枝処理、支柱交換）を実施した。

実施事項〔担当所属〕	事業概要	R2年度事業実績
自然景観指定緑地の指定 〔都市計画課〕	・景観形成上、重要な森林や樹木、緑地等を自然景観指定緑地として指定、支援することにより、自然資源の保全を図る。	・指定緑地 0件 ・登録緑地 0件 ・維持管理費等助成 10件
花と緑の推進事業 〔まちづくり整備課〕	・花苗生産基地において、花苗を生産する。 ・庁舎・学校等の公共施設に花苗を配付し緑化美化を図る。	・花苗生産基地において、58,040本花苗を生産し、101箇所の庁舎・学校等の公共施設に花苗を配付し緑化美化を図った。
福島県自然公園清掃協議会への加入 〔観光課〕	・自然公園内の美化清掃事業及びその思想の啓蒙・普及活動を行う。	・崎川浜清掃委託を実施した。 ・新型コロナウイルス感染拡大の影響により、クリーンアップ作戦等が中止となった。
国土緑化推進事業 〔農林課〕	・森林資源の造成と国土保全並びに水資源のかん養を図り、以って国土緑化に寄与することを目的とし、事業を行う。	・新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。
緑の基本計画進行管理 〔まちづくり整備課〕	・緑化施策の指針として活用し、市内の緑化を推進する。	・進行管理を継続して実施した。
公共施設での緑化 〔市民課〕	・斎場敷地内の緑化の維持管理を行う。	・斎場敷地内の緑化の維持管理を実施した。
基幹集落センター等の緑化 〔農政課〕	・基幹集落センター及び北会津農村環境改善センターにおいて、業務委託により年2～3回、樹木の手入れや草刈り等の緑地保全事業を実施する。	・基幹集落センター及び北会津農村環境改善センターにおいて、業務委託により年2～3回、樹木の手入れや草刈り等の緑地保全事業を実施した。
水源周辺の清掃 〔上水道施設課〕	・水源周辺の清掃及びパトロールを実施する。	・東山ダム周辺や湯川上流のパトロールを実施した。
市場の緑化 〔農政課〕	・指定管理者において、市場内花壇への花苗の植付及び空地の草刈りを実施する。	・市場内花壇への花苗の植付及び空地の草刈りを指定管理者である（一社）会津若松市公設地方卸売市場協会によって実施した。
児童館や保育所施設の緑化 〔こども保育課〕	・児童館・保育所において、花壇などの緑化に努め、児童や保護者、地域住民の意識高揚を図る。	(児童館) ・利用児童、地区の老人クラブによる花苗植栽(200本) (広田保育所) ・2歳以上児クラスの栽培活動 ・保護者や児童による花苗栽植(800本) (中央保育所) ・児童による栽培活動(200本)
ノーマライズ交流館の緑化 〔障がい者支援課〕	・障がい者優先調達推進法を利用して植栽の整備を行うとともに、花壇への新たな花苗の植栽などを検討する。	・障がい者優先調達推進法を利用し、障がい者施設における植栽の整備を行った。
下水浄化工場の緑化 〔下水道施設課〕	・豊かな緑を創出するため、下水浄化工場の玄関付近をプランターの花で飾る。	・下水浄化工場で作成しているコンポストを使い、浄化工場の玄関付近をプランターの花で飾った。

実施事項【担当所属】	事業概要	R2年度事業実績
公営住宅の緑化 〔建築住宅課〕	・豊かな緑を創出するため、公営住宅等の施設整備において敷地内の緑化を推進する。	・城前団地第4期の整備において、野芝及びドウダンツツジの植込みを整備する設計で工事着手した。
施設等の緑化 〔上下水道局総務課〕	・庁舎敷地内の緑化の維持管理を行う。	・下水道課との組織統合により庁舎駐車場の拡張が必要となったことに伴い、庁舎花壇を取り壊し駐車場として整備したため、実施なし
公共施設での緑化 〔上水道施設課〕	・浄水場内での緑化を図る。	・滝沢浄水場と東山浄水場において、場内の除草及び花苗の管理を実施した。
ふれあい体育館等の緑化 〔スポーツ推進課〕	・緑化の充実を図るため、ふれあい体育館等の花壇を整備する。	・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、各種事業が中止となつたが、指定管理者による花壇の整備は例年通り行うことで緑化に努めた。
庁舎の緑化 〔北会津支所まちづくり推進課〕	・庁舎の花壇及びプランターに花苗を植栽し、庁舎の緑化に努める。	・プランターに花苗を植栽し、庁舎出入口等に設置した。 ・庁舎の花壇に花苗を植栽した。 ・雑草、落葉の処理を定期的に行つた。
庁舎の緑化 〔河東支所まちづくり推進課〕	・庁舎周辺の花壇等に花苗を植栽し、支所の緑化に努める。	・庁舎周辺の花壇へ花を植栽して管理を行うなど、緑化事業を実施した。
国土緑化推進委員会事業 (植樹祭・公共施設等緑化事業) 〔農林課〕	・植樹を通して市民の方々に緑化の重要性を認識していただき、併せて緑化思想の高揚と市民生活環境の向上に寄与する。 ・公共施設、自然緑地、公園等を緑化する団体等へ緑化苗木や花苗を無償配布する。	・第69回植樹祭実施、参加者76名 ・公共施設等緑化推進事業の実施、17団体へ苗木・花苗配布
国際的ふるさと会津創生事業 〔まちづくり整備課〕	・町内会等との連携により公園・緑地の維持管理を実施する。	・町内会等との連携により公園・緑地の維持管理を実施した。
景観まちづくり協定地区等における緑化等の支援 〔都市計画課〕	・協定地区等の緑化を支援することにより、まちなかの緑を保全、推進する。	・公開空地の緑化等に対する助成0件(利用申請がなかったため)
都市公園緑地等整備・維持管理事業 〔まちづくり整備課〕	・都市の環境及び安全性の向上を図り、市民の活動や憩いの場を形成するため、良好な維持管理に努めるとともに、必要に応じ施設整備を行う。	・公園内の樹木管理や施設改修・維持補修等を実施し、市民の憩いの場として利用できるよう環境整備を図った。
まちなみ環境整備事業 〔まちづくり整備課〕	・都市計画道路会津若松駅中町線の美化(道路改良)の整備を行う。	・会津若松駅中町線道路改良工事 距離55.3mを実施した。



◇野生生物を適正に保護します

実施事項【担当所属】	事業概要	R2年度事業実績
野生生物生息環境保全事業 〔環境生活課〕	<ul style="list-style-type: none"> ・野生生物生息環境調査を行い、生息環境の保全に努める。 ・身近な生き物基本調査会議を開催し、意見を野生生物の保護に役立てる。 ・ホームページや市政だよりに生き物についてのコラムを掲載し、市民の野生生物保護についての意識啓発を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・野生生物生息環境調査を行い、大きな変化がないことを確認した。 ・身近な生き物基本調査会議を開催し、市の環境保全事業や市内での開発行為に対する意見を得た。 ・ホームページへのコラム掲載のほか、市政だよりに毎月コラムを掲載した。
文化財整備事業 〔文化課〕	<ul style="list-style-type: none"> ・県指定天然記念物白山沼のイトヨ生息地の環境保全のため、イトヨ生息数等の生態調査を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・イトヨの生息数及び水質調査(10月)を実施した。 ・昨年と比較し、確認個体数は減少しているため、今後も経過観察が必要である。
阿賀川河川環境整備事業 〔水辺の楽校〕 〔まちづくり整備課〕	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が快適に利用できるよう指定管理者による維持管理を継続して実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が快適に利用できるよう指定管理者による維持管理を実施した。

みんなで守ろう！生物多様性

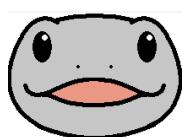
「生物多様性」とは、陸、空、海、河川、森林など、地球全体に多様な生物が存在することを指します。

地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種もの多種多様な生きものが生まれました。これらの生きもの一つひとつに生命と個性があり、わたしたち人類も含め、全ての生きものが直接的又は間接的に支えあって生きています。

わたしたち人類は、わたしたちのいのちと暮らしを支えてくれるこの豊かな生物多様性を守り、次世代につなげていかなければなりません。



地球は鳥や魚や昆虫、草木、花、そして僕たち動物たちなど、全てがつながって成り立っているんだね。



個別目標2－2 美しい里山と農地を守り、活かすまち

◇里山を保全します

実施事項【担当所属】	事業概要	R2年度事業実績
背炙山公園野草ゾーン整備事業 〔まちづくり整備課〕	・市民が快適に利用できるよう野草ゾーンの除草等の維持管理を含め、指定管理者による管理を実施する。	・指定管理者による維持管理を継続して実施した。
ボランティアによる下刈り等の実施 〔農林課〕	・一般市民を対象としたボランティアによる下刈り等を実施する。	・新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。
保安林の整備 〔農林課〕	・国土防災、自然環境の維持から森林の有する多面的機能の高度発揮を目的に積極的に保安林の指定・整備を図る。	・市で直接整備は行っていないが、県事業に対する協力・支援を行った。

◇農地を保全します

実施事項【担当所属】	事業概要	R2年度事業実績
中山間地域等直接支払事業 〔農政課〕	・農地の耕作放棄地の発生防止に努めるとともに、適切な農業生産活動（草刈・道水路管理）を通じて環境にも配慮するよう指導する。	・農地の耕作放棄地の発生防止に努めるとともに、適切な農業生産活動（草刈・道水路管理）を通じて環境にも配慮するよう指導した。 ・取組集落数 13集落 ・取組面積 196ha
耕作放棄地解消対策 〔農政課〕	・耕作放棄地の引き受け手となる農業者の確保に努め、引き受け手が確定したものから、順次、福島県農村地域活性化事業補助金を活用して再生作業を実施する。	・地域の担い手農業者等により再生作業が行われた。 ・再生面積 17,447m ² ・作付け作物等 保全管理、一般野菜等
多面的機能直接支払事業 〔農政課〕	・農業・農村の持つ多面的機能の維持のため、各集落が行う農用地の草刈や水路の泥上げ等の共同活動を支援する。	・活動組織に対し交付金を交付し、共同活動の支援を行った。 ・活動組織数 101組織 ・取組面積 4,479ha
遊休農地の解消 〔農業委員会事務局〕	・農地法第30条の規定に基づき毎年1回管内の農地の利用状況についての調査を行い、耕作が放棄されている農地や非農地化した荒廃農地に分類し、新たに遊休化した農地や、過去に指導し改善されない遊休農地の所有者に対し、利用意向調査を実施しながら指導・勧告等を行うことで、遊休農地の発生防止に努める。	・7～8月に実施した利用状況調査の結果、6.3haの遊休農地が新たに確認されたが、前年11～12月に実施した利用意向調査に伴う委員による解消指導や地権者の努力等により6.8haが解消された。これにより、令和2年度当初に確認されていた30.6haの遊休農地は30.1haに減少した。
基盤整備事業 〔農林課〕	・優良農地の区画整理と農業者の収益向上やコスト縮減を目的とする。	・動植物等の保護を目的とする生息に配慮した施設の計画、整備を行った。
環境保全型農業直接支払事業 〔農政課〕	・化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組と合わせて、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を行う組織に対して支援を行い、環境にやさしい農業の推進を図る。	・環境保全に効果の高い営農活動を行う活動組織に対して交付金を交付し、地球温暖化の防止や生物多様性保全に資するための取組の推進を図った。 ・活動組織数 5組織

◇農業・農村体験ができる場をつくります

実施事項〔担当所属〕	事業概要	R2年度事業実績
グリーンツーリズム支援事業 〔農政課〕	・農業農村体験の受入態勢整備、PR活動による受入れを行う。	・先進地視察研修やクチコミサイト活用セミナーを開催するなどして、受入態勢整備を図った。
子どもの森整備 〔生涯学習総合センター〕	・市民の身近な自然に親しめる場所として継続して、敷地内の環境を整備する。 ・主催講座の実施により、子供たちの豊かな情操教育と自然学習の支援を行う。	・子どもの森の管理人及びボランティアサポーター（登録者数20名）が主体となり、環境整備に努めている。また、センター職員も定期的に巡回し現況確認と情報交換を実施し環境改善に努めた。 ・主催講座は10月10日（土）に実施予定であったが台風14号の接近により延期したため、10月31日（土）に実施した。この事業を通して子どもの森を利用する機会を提供するとともに市内の幼稚園・保育園、学校などへ利用の広報を行った。
小田山公園の整備 〔まちづくり整備課〕	・公園巡視を行うとともに、給水施設等の維持管理を行う。	・給水施設の修理と維持管理を継続して実施した。
七日町市民広場の整備 〔観光課〕	・七日町市民広場の管理、利活用の促進を行う。	・七日町市民広場の整備、維持管理を実施した。
市民農園等設置運営事業 〔農政課〕	・市民農園の貸し出しにより市民が実際に農作業を体験する機会を創出し、農業や自然環境、食に対する理解を深める。	・農作業の体験などを通じて自然環境や農業への理解を深めた。 ・市民農園 80区画 ・ふれあい農園 60区画
自然環境教室の開催 〔環境生活課〕	・市民を対象に自然環境教室を年3回開催し、市民の自然環境保護、野生生物保護に関する意識の醸成を図る。	・8月、11月、2月にそれぞれ自然環境教室を開催し、計47名参加した。いずれの回もアンケートなどによる参加者の満足度は高かった。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、参加者数の縮小や、座学の廃止などの対応を行った。
森林浴 〔農林課〕	・会津東山自然休養林内の遊歩道を探索し、自然観察や野鳥観察を盛り込んだ森林浴を実施する。	・実績なし ※令和元年6月のツキノワグマによる人身被害発生に伴い、石山遊歩道外3路線を通行止めにしている。

会津若松市グリーンツーリズム・クラブ



会津若松市グリーンツーリズム・クラブでは、農作業体験や収穫体験を通して、会津若松市の自然や農業に触れ親しんで、農村のよさを満喫いただけるメニューを取り揃えています。

ホームページ : <https://aizu-gt.jp>

**個別目標2－3 猪苗代湖の水環境を守り、次代に引き継いでいくまち
－猪苗代湖水環境保全推進計画－**

◇自然汚濁・面的汚濁を低減します

実施事項〔担当所属〕	事業概要	R2年度事業実績
森林環境基金森林整備事業〔農林課〕	・森林環境税を財源とした基金により、スギ等の人工林の間伐事業を実施する。	・市内各地区の間伐 41.91ha (内訳) 大戸町小谷 11.23ha 大戸町大川(桑原) 7.30ha 大戸町高川(黒森) 6.64ha 大戸町大川(舟子) 3.76ha 湊町赤井 12.98ha
エコファーマー認定制度〔農政課〕	・堆肥等を活用した土づくりと化学肥料・農薬使用の低減に一体的に取り組む農業者をエコファーマーと認定し、環境と調和した生産を推進する。	・堆肥等施用技術・化学肥料低減技術・化学農薬低減技術の3つの技術を一体的に取り組む農業者をエコファーマーと認定し、環境にやさしい農業推進を図った。

◇人為汚濁を低減します

実施事項〔担当所属〕	事業概要	R2年度事業実績
農業集落排水事業 個別生活排水事業 (高度処理) 〔下水道施設課〕	・湊町区域における農業集落排水事業の接続促進を図る。 ・湊町区域における個別生活排水事業の整備促進を図る。	・湊町区域における農業集落排水事業の接続率 95.4% ・湊町区域における個別生活排水事業の整備基數 5基
湊四浜環境整備事業〔観光課〕	・湊四浜湖水浴場の安全管理と整備を行う。	・崎川浜の公衆便所浄化槽の整備、維持管理を行った。 ・新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、崎川浜の使用を中止したため、仮設トイレの設置・清掃業務委託を実施しなかった。

◇水辺環境の保全・整備促進を図ります

実施事項〔担当所属〕	事業概要	R2年度事業実績
環境美化推進事業〔廃棄物対策課〕	・地区環境美化推進協議会の支援や補助及び清掃指導員と生活環境保全推進員による指導・啓発により、環境の保全を図る。	・各地区環境美化推進協議会(18地区)に対し補助金を交付し、活動の支援を実施した。
ビーチクリーナーによる湖岸清掃〔環境生活課〕	・猪苗代湖環境保全推進連絡会により、猪苗代湖湖岸の環境美化を図るために、砂浜の清掃を実施する。	・猪苗代湖環境保全推進連絡会において、崎川浜・中田浜・小石ヶ浜の清掃を行った。(延べ6回)

◇市民参加による水環境保全活動の活性化に努めます

実施事項〔担当所属〕	事業概要	R2年度事業実績
猪苗代湖環境保全推進事業 〔環境生活課〕	・本市の水資源及び観光資源として重要な猪苗代湖の水環境の保全に向け、福島県及び関係市町村並びに関係機関・団体と連携しながら、水環境保全対策を進める。	・猪苗代湖岸クリーンアップは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。 ・県や猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会主催の湖岸清掃やヨシ刈り、ヒシ刈りのボランティアについて参加を呼びかけるとともに、主催本部として参加した。

◇水環境保全思想の啓発促進、地域交流・水文化の形成に努めます

実施事項〔担当所属〕	事業概要	R2年度事業実績
猪苗代湖の水環境講座の実施 〔環境生活課〕	・猪苗代湖の自然の浄化作用等の学習により、猪苗代湖の水環境保全に対する意識の向上を目的とする。	・湊小学校で3回の出前講座を開催した。 ・水環境講座は、コロナウイルス拡大防止のため中止した。
シンポジウム、セミナー等の開催 〔環境生活課〕	・猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域の水環境保全に係る情報の共有、意識の高揚を図り、流域における水環境保全活動を推進する。	・猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会主催の水環境フォーラムに参加し、猪苗代湖環境保全推進連絡会主催の子ども交流会（猪苗代町主催）で動画掲載及び書面開催をした。

◇水環境保全に関する調査研究等の充実に努めます

実施事項〔担当所属〕	事業概要	R2年度事業実績
猪苗代湖流入河川水質調査事業 〔環境生活課〕	・継続して主要河川及び猪苗代湖流域での水質調査を実施し、水環境の現状を確認するとともに、調査結果の公表を行う。	・計画通り年間10回の水質調査を実施した。結果については概ね基準を満たしていた。 ・令和元年度の調査結果について公表を行った。

水環境キャラクター
みずくん、たまちゃん

特集 「野生生物生息環境保全事業」

(担当課：環境生活課)

本市は背あぶり山や猪苗代湖などの豊かな自然に恵まれており、たくさんの生き物たちが生息する豊かな生態系が築かれています。

市では、豊かな自然を将来に引き継いでいくためには、生き物を知り、その環境を守ることが大切であると考え、以下の事業を実施しています。

1 野生生物生息環境調査

市内の野生生物の生息環境の変化について、市内25地点を調査しています。令和2年度の調査では、特に大きな変化は見られませんでした。

2 自然環境教室

自然観察を通じて身近な自然の大切さについて理解していただくために、年3回自然環境教室を開催しています。（開催内容については、「各種環境教室・環境講座・生涯学習出前講座の実施」（87ページ）を参照。）

3 ホームページ等での啓発

身近に生息している生き物について知る機会を増やすために、平成17年度より、ホームページ上に「身近な生き物大図鑑」を掲載し、市内に生息する生き物約600種類を紹介しています。

また、平成27年度からは生き物についてのコラムを掲載し、季節の生き物の特徴や生態について解説しているほか、市が毎月発行している「市政だより」にも身近な生き物を紹介する記事を掲載しています。



身近な生き物大図鑑
市ホームページのトップページ

4 身近な生き物基本調査会議の開催

生き物の各分野における専門的な知識を有する方々(身近な生き物基本調査会議委員)により構成される会議であり、本市の身近な生き物の生息状況や生態情報、市の啓発事業等、生き物に関することについて、専門的な立場からご意見をいただいている。

【身近な生き物とは…】

市内で確認された哺乳類、鳥類、は虫類、両生類、魚類、昆虫類、植物の中から、「会津若松市身近な生き物基本調査会議」で、下記の2つの基準で約600種の生き物が選定されています。

- (1) 市内での生息が確認されている生き物
- (2) 市民が比較的容易に見ることができ、わかりやすい生き物。
または季節感の指標となる生き物（ウグイスやアブラゼミなど）など
市民の生活につながりのある生き物。



ニホンリス



ミヤマクワガタ



アカハライモリ



イトヨ

特集 「猪苗代湖環境保全推進事業」

(担当課：環境生活課)

1 猪苗代湖岸一斉クリーンアップ作戦と水環境講座

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を中止

2 猪苗代湖環境保全推進連絡会の取組

①ビーチクリーナーによる湖岸清掃

- 実施期間：令和2年4月～令和2年11月
- 実施箇所：猪苗代湖の各浜
- 実施日数：延べ34日



②ヨシ屑や流木等湖岸堆積物の除去

- 実施期間：令和2年7月～令和3年3月
- 実施箇所：小石け浜、天神浜、松橋浜、白鳥浜、館浜、横沢浜、舟津浜

ビーチクリーナーによる湖岸清掃

③子ども交流会

書面等による情報交換を実施

- 通知月日：令和3年2月8日
- 内 容：郡山市立湖南小学校、猪苗代町立翁島小学校、会津若松市立湊小学校の児童による猪苗代湖の環境保全に関する活動記録
記念講演「猪苗代湖の水環境を考える」
講師 永山 駿 氏

3 猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会の取組

①猪苗代湖クリーンアクション

- 開催日：令和2年10月24日
- 場 所：猪苗代湖天神浜、白鳥浜
- 参加者：271名
- 内 容：漂着水草回収、ヨシの刈取り

②猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全フォーラム

- 開催日：令和2年11月18日
- 場 所：猪苗代町体験交流館（学びいな）
- 参加者：100名
- 内 容：猪苗代湖・裏磐梯湖沼フォトコンテスト表彰式
基調講演「猪苗代湖・裏磐梯地域の気候変化」

4 紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト会議の取組

○ヒシ回収

- 実施時期：令和2年7月～9月
- 実施場所：猪苗代湖北岸部
- 参加者：384名（延べ人数）
- 回収量：約39トン

5 NPO法人「輝く猪苗代湖をつくる県民会議」の取組

○漂着水草回収

- 実施期間：令和2年10月～11月
- 参加者：791名（延べ人数）
- 回収量：176.3m³

6 猪苗代湖流入河川等水質調査

本市では、猪苗代湖及び流入河川の水質を把握するため、昭和59年度から水質調査を実施しています。赤井川、原川、猪苗代湖（中田浜）の3地点について毎月1回（1、2月は除く）実施しています。

猪苗代湖（中田浜）の水質は、他の河川や湖沼と比べ大変良好な水質であるといえますが、平成になる頃からpHが上昇して中性化しており、CODと総リンも上昇する傾向にあります。

猪苗代湖の流入河川である赤井川と原川の水質は良好で安定していますが、水田の代播きや田植えの影響と考えられる水質の悪化が一時期発生します。

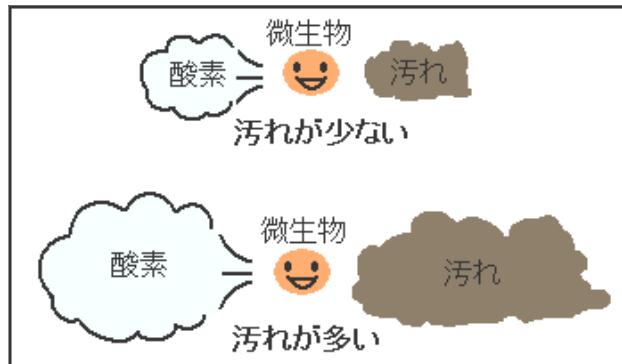
（関連資料：105ページ 資料9）

市では今後も継続して水質調査を実施し、猪苗代湖の水質保全に努めていきます。

～ ひとくちメモ ～

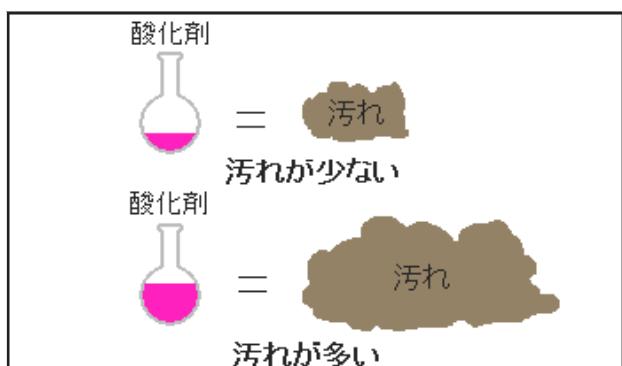
■ BOD（生物化学的酸素要求量）

河川等の有機物による汚れを表す指標で、水中の有機物の微生物が分解（酸化）する際に消費する酸素の量を測定することで、間接的に水の汚れを測定することができます。数値が大きいほど汚れが大きいことを示します。

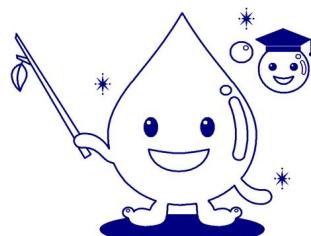


■ COD（化学的酸素要求量）

主に有機物による水の汚れを示す指標で、有機物を酸化分解するのに使われた酸素の量に換算したもので、数値が大きいほど水が汚れていることを示します。

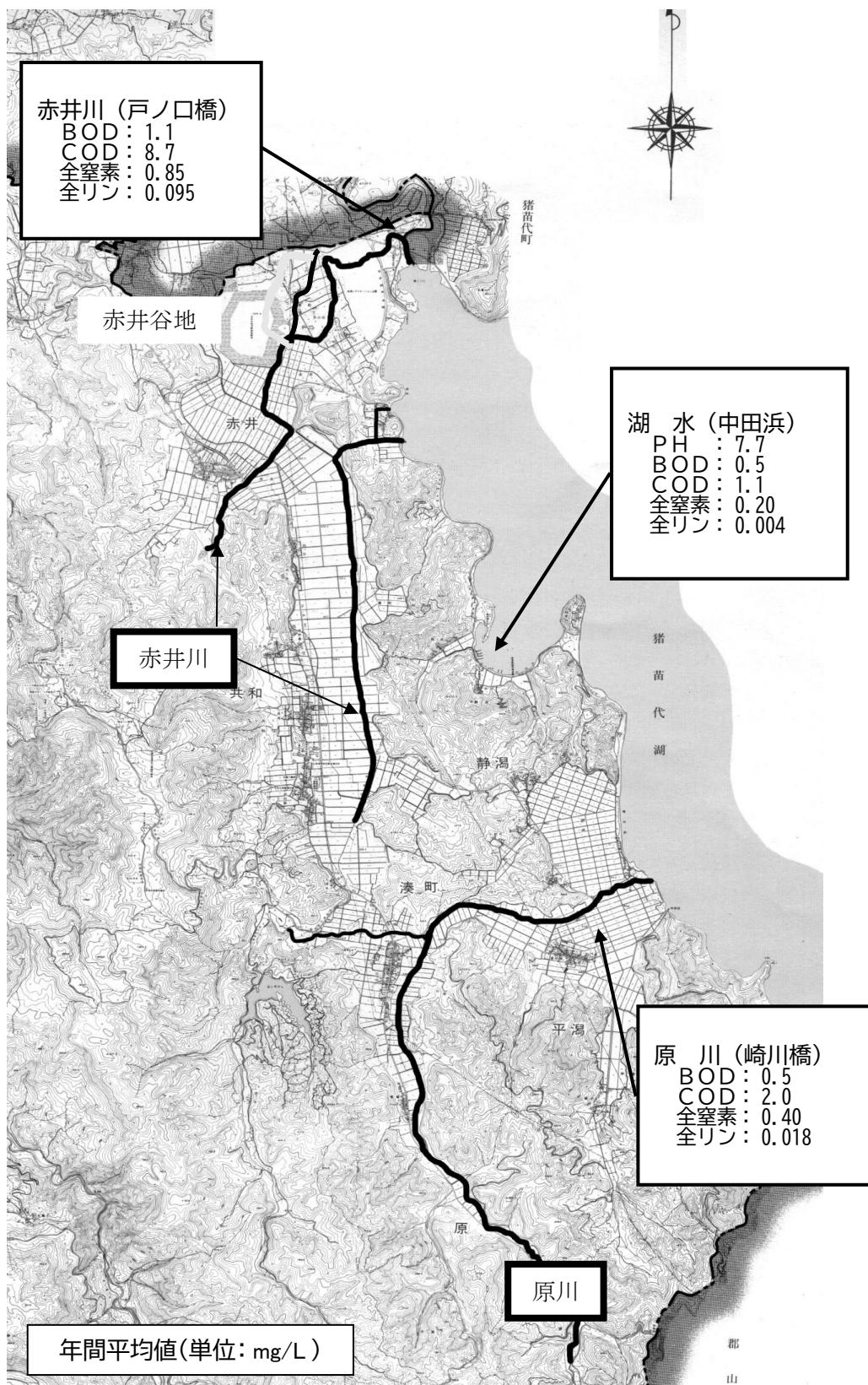


河川の場合はBOD、湖沼や
海域の場合はCODを用いて
水質を評価します



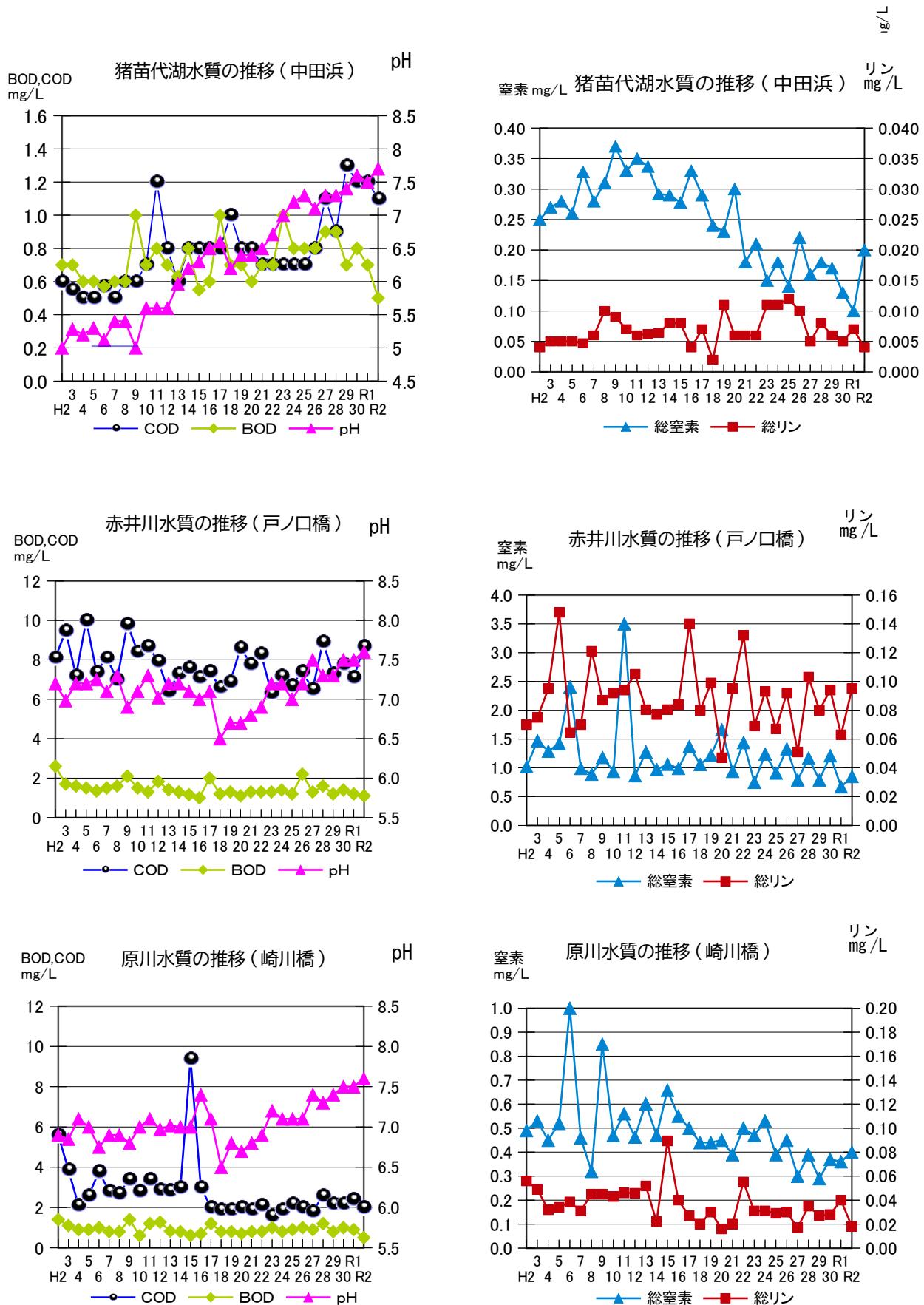
市水環境キャラクター
みずくん・たまちゃん

◆令和2年度 猪苗代湖流入河川等水質調査結果



(関連資料：103 ページ 資料9)

◆猪苗代湖および流入河川の水質経年変化(年間平均値)

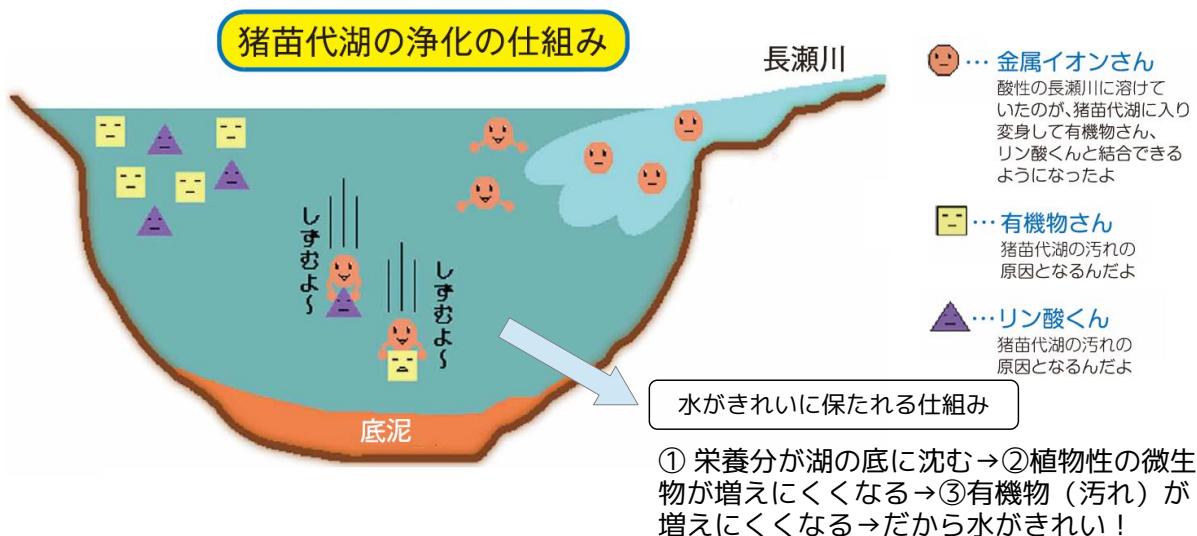


7 猪苗代湖の現状

(1) 自然の浄化作用

猪苗代湖には、猪苗代町の北部から流れる酸川（すかわ）が長瀬川と合流して流れ込んでいますが、酸川の水は強酸性で、鉄やアルミニウム等の金属イオンが溶け込んでいます。

猪苗代湖に入ると、それまで溶けていた金属イオンが形を変えて、有機物（汚れ）やリン酸（植物の栄養）と結びつき、湖の底に沈みます。この自然の浄化作用により、猪苗代湖の水質が良好に保たれていると考えられています（下図参照）。



【酸川の特徴】

長瀬川の支流の一つで、かつての硫黄鉱山からの地下水や、沼尻・中ノ沢温泉の源泉の影響で強酸性（pH 2）を示す河川です。見た目は透明で川原の石もきれいですが、強酸性のため鉄やアルミニウムなど様々な金属イオンを含んでいます。



酸川

【長瀬川の特徴】

裏磐梯から猪苗代湖に流入している河川です。猪苗代湖に流入する水の約40%が長瀬川から入っています。途中で酸川と合流し、酸性成分を湖に運んでいます。合流直後は、中和により酸性度が下がり（pH 3～4）、鉄イオンが固体化するため、川原の石に鉄分が付着し茶色に染まっています。



長瀬川

参考

【福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例】

福島県では、水環境悪化を未然に防止し、将来に渡って良好な水環境を保全していくため、平成14年3月に「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」を制定しました。

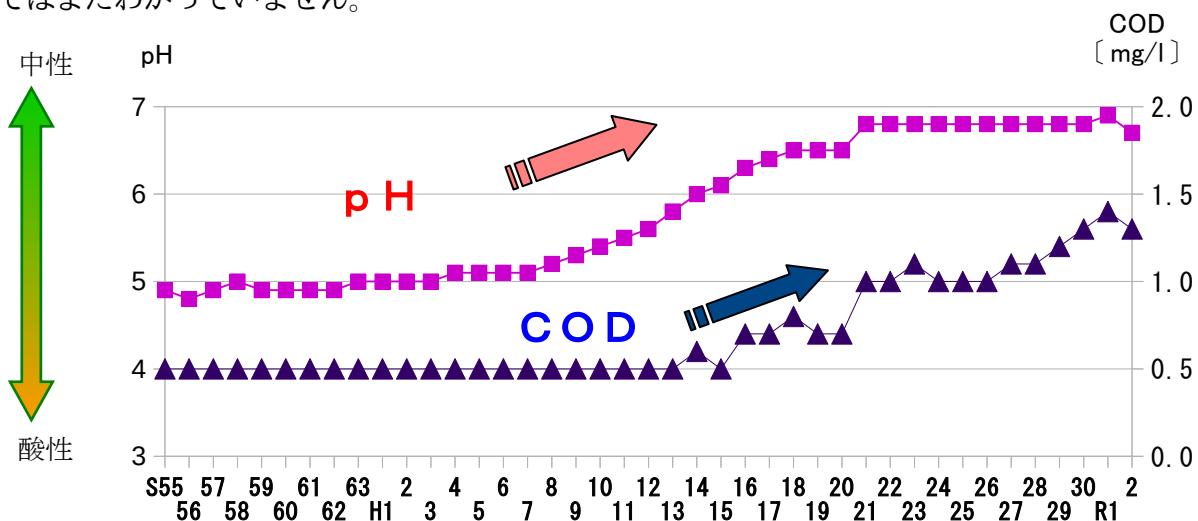
条例では、県民、事業者、行政の責務や富栄養化を防止するための窒素・リンの排出規制など、水質汚濁防止のための各種規制等が盛り込まれています。

排出規制値は、霞ヶ浦など富栄養湖に対する基準値と同等の厳しいものになっています。

(2) pHの中性化

pH 5前後の弱酸性を保ってきた猪苗代湖ですが、平成8年頃からpHが上昇はじめ、平成21年度以降はpHは6.8、令和2年度はpHが6.7となり、中性化してきています。

猪苗代湖が中性化した原因は様々考えられ、その一つとして、酸川（猪苗代湖に流入する長瀬川の支流）に含まれている酸の量が減ったことが考えられていますが、詳細についてはまだわかっていません。



■猪苗代湖心の水質変化（CODの上昇）

猪苗代湖の中性化に伴い、湖水の汚れを現す指標であるCODの値も上昇傾向にあります。これは、猪苗代湖の自然の浄化作用の低下や湖内における生産（プランクトン等の水生生物の繁殖）の増大などが考えられます。水質が悪化することが懸念されるため、県や流域市町村等では水質改善に向けて様々な取組を行ってきました。市では、今後とも継続的に水質改善に取り組んでいきます。

【水質改善の取組例】

猪苗代湖上流域での下水道や高度処理合併浄化槽の普及促進

猪苗代湖岸の清掃や漂着水草・ヒシのボランティアによる回収

水環境にやさしい農業の推進 など

(3) 猪苗代湖の大腸菌群数

猪苗代湖は、環境省発表の公共用水域水質測定結果において、平成14年から17年の4年間、湖沼の汚れの指標であるCODの値が日本一きれいでしたが、その後、平成20年度以外は大腸菌群数の最大値が環境基準の1,000MPN/100mLを超えたため、ランキング外になっています。

平成29年度から水質ランキングについてはCODの年間平均値のみの順位とされたため、この年9年ぶりに8番目に、令和元年度には15番目にランクインしました。

大腸菌群数に関しては、近年、大腸菌を検出する技術が進歩し、土壤等の自然界にいるものを分けて検出することができるようになったため、令和4年4月から国は環境基準としての大腸菌群数を大腸菌数に見直しすることになりました。

猪苗代湖で検出される大腸菌群については、ほとんどが自然由来であることが判明しています。